

福祉避難所の運営等に関する実態調査
(福祉施設等の管理者アンケート調査)

結果報告書

平成 27 年 3 月

内閣府（防災担当）

目 次

1. 調査の概要	1
1.1 調査目的.....	1
1.2 福祉避難所の定義	1
1.3 調査対象.....	1
1.4 調査方法と調査項目	1
1.5 調査期間.....	1
1.6 結果の整理.....	2
2. 集計結果の概要	3
2.1 福祉避難所の施設分類.....	3
2.2 平常時における対応	3
2.3 発災後における対応	7
3. 集計結果.....	9
3.1 フェース調査（基本事項）	9
3.2 平常時における対応	12
3.3 発災後における対応	20

<参考資料>

参考資料 1：社会福祉施設等における福祉避難所の運営等に関する実態調査

参考資料 2：福祉避難所を運営する際の課題

参考資料 3：福祉避難所の運営等に関する自治体の取組実例集

1. 調査の概要

1.1 調査目的

東日本大震災においては、多数の被災者が長期にわたる避難所生活を余儀なくされる状況の中、被災者の心身の機能の低下や様々な疾患の発生・悪化が見られたこと、多くの高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）が避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から自宅での生活を余儀なくされることも少なくなかったことなどが課題となった。

これらの課題を踏まえ、平成25年6月に災害対策基本法を一部改正し、災害対策基本法86条の6に避難所における生活環境の整備等に関する努力義務規定を設け、また49条の7に基づき指摘される指定避難所のうち、災害対策基本法施行令第20条の6第1項第5号にいわゆる「福祉避難所」の指定基準を設けた。

以上のような状況を踏まえ、本調査は上記における福祉避難所に該当する福祉施設等を対象に、今後、全国の福祉避難所運営等の取組を推進していくために、防災対策の実態調査を実施したものである。

1.2 福祉避難所の定義

本調査における福祉避難所の定義は以下のとおりとした。

指定避難所のうち、災害対策基本法施行令第20条の6第5号の「福祉避難所」の指定基準にも該当する避難所（都道府県知事への指定の通知と公示まで完了していないものも含む）。

1.3 調査対象

上記の定義に該当する福祉避難所の有無を内閣府から自治体に照会し、都道府県を通じて回答のあった全国7,647施設^{※1}の中から以下の方法により施設管理者あるいは法人団体の防災担当者に調査を依頼した。

1.4 調査方法と調査項目

(1) 調査方法

郵送による調査：2,000施設を対象

(2) 調査項目

調査項目は以下に示したとおりである（郵送による調査で用いた調査票は本報告書の参考資料として示した）。

- ①フェース調査
- ②平常時における対応
- ③発災後における対応

1.5 調査期間

- ・アンケート調査：平成27年1月16日～平成27年1月30日

1.6 結果の整理

本調査は原則として福祉避難所の施設管理者（2,000 施設）を対象に実施し、計 1,251 施設からの回答を得た（回収率は 63%）。また、以降での調査結果は単純集計のほか、クロス集計として、人口規模別^{※1}、南海トラフ地震防災対策推進地域^{※2}内外の別、首都直下地震緊急対策区域^{※3}内外の別によるクロス集計を実施した^{※4}。

※1 人口規模の分類（要件）

- ・大都市：東京都区部、政令指定都市
- ・中都市①：人口 30 万人以上の都市
- ・中都市②：人口 30 万人未満 10 万人以上の都市
- ・小都市：人口 10 万人未満の市
- ・町村：町、村

※2 南海トラフ地震防災対策推進地域の指定基準（概要）

- ・震度 6 弱以上の地域
- ・津波高 3 m 以上で海岸堤防が低い地域
- ・防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮

※3 首都直下地震緊急対策区域の指定基準（概要）

- ・震度 6 弱以上の地域
- ・津波高 3 m 以上で海岸堤防が低い地域
- ・防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮

※4 あくまでも自治体への照会により回答のあった施設を対象に調査を実施

2. 集計結果の概要

2.1 福祉避難所の施設分類

・回答のあった1,251施設のうち、施設の種類で最も多かったのが「高齢者施設」であり、769施設であった。次いで、「障害者施設（223施設）」、「その他社会福祉施設（86施設）」の順であった。児童福祉施設は38施設であった。

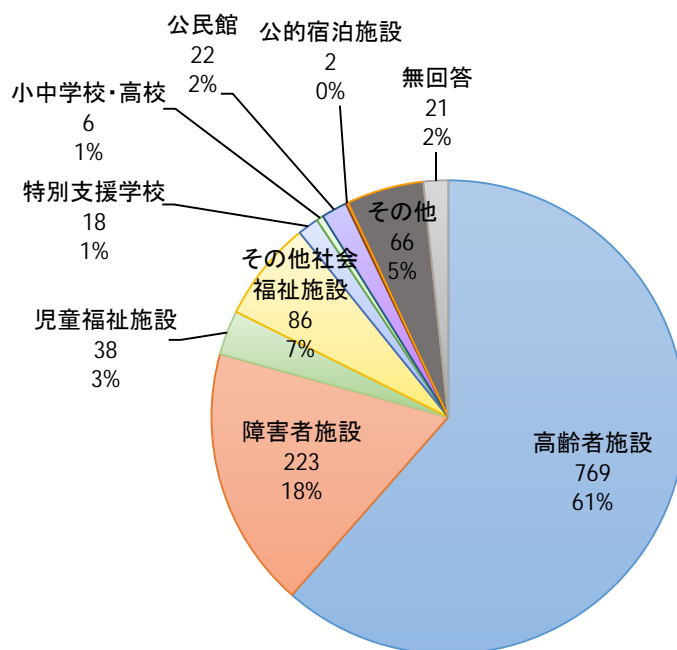


図 2. 1 施設分類 (n = 1,251)

2.2 平常時における対応

(1) 福祉避難所としての整備状況等 (Q1)

ア. 災害時に予定している避難者の受入れ規模 (現在の入所者を含めた人数) (Q1-①)

・災害時に予定している避難者の受入れ規模で最も多かったのが「1～40人」であり、473施設であった。次いで、「81～160人（334施設）」、「41～80人（272施設）」の順であった。

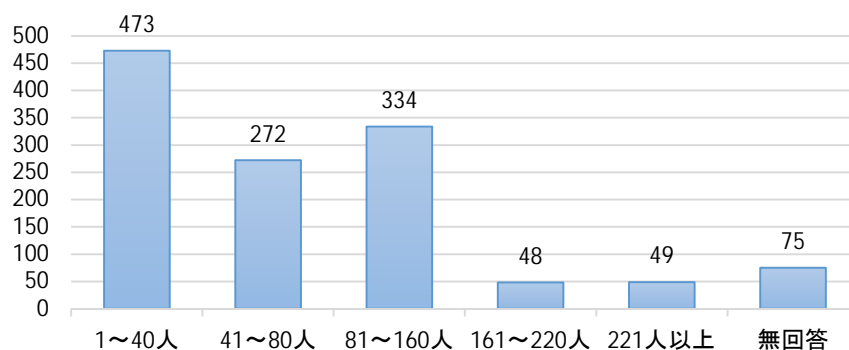
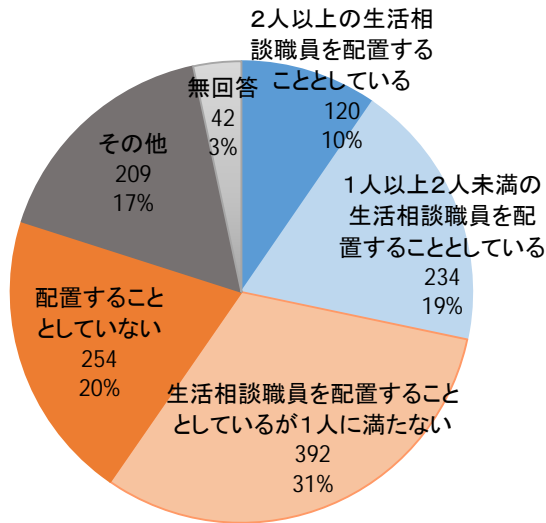


図 2. 2 災害時に予定している避難者の受入れ規模 (n = 1,251)

イ. 要配慮者 10 人あたりに配置する生活相談員数 (Q1-②)

・災害時に要配慮者 10 人あたりに配置する生活相談員数で最も多かったのが「生活相談員を配置することとしているが 1 人に満たない」であり、392 施設であった。次いで「配置することとしていない (254 施設)」、「1 人以上 2 人未満の生活相談員を配置することとしている (234 施設)」の順であった。



災害救助法では、福祉避難所について、概ね 10 人の要配慮者に 1 人の相談等に当たる介助員等の配置の費用を加算できることとしている。

図 2. 3 要配慮者 10 人あたりに配置する生活相談員数 (n=1,251)

ウ. 福祉避難所として利用するスペース (Q1-③)

・福祉避難所として利用するスペースで最も多かったのが「共有スペース」であり、679 施設であった。次いで「会議室 (401 施設)」、「食堂 (324 施設)」の順であった。

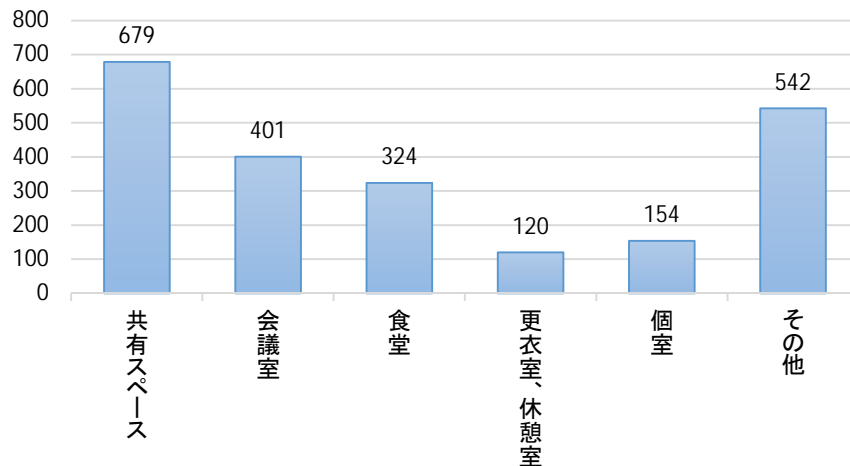


図 2. 4 福祉避難所として利用するスペース (n=1,251)

工. 災害時の施設利用に関して、自治体との協定で締結している内容（Q 1 - ④）

・災害時の施設利用に関して、自治体との協定で締結している内容で最も多かったのが「物資・器材の提供に関する協定」であり、600 施設であった。次いで「費用に関する協定（567 施設）」であり、「避難生活支援のための専門的人材の確保に関する協定」は 333 施設であった。

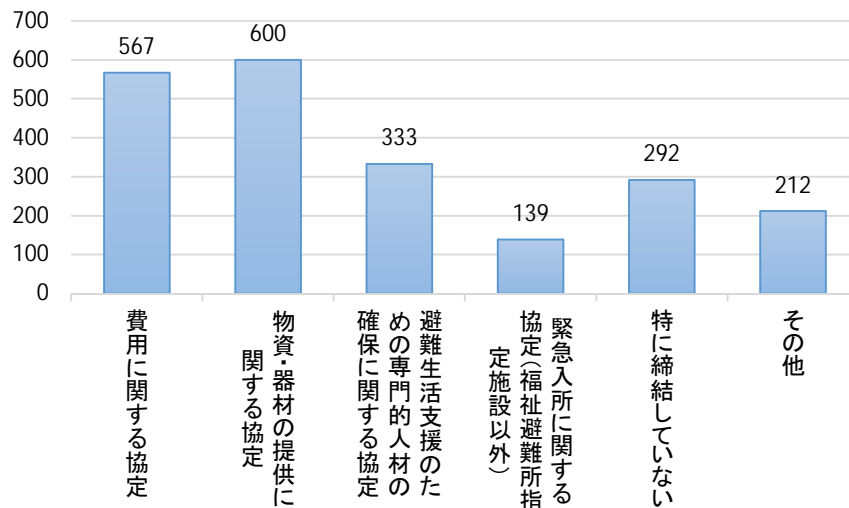


図 2. 5 災害時の施設利用に関して、自治体との協定で締結している内容 (n=1,251)

オ. 要配慮者に対して情報を提供する際の伝達手段（Q 1 - ⑤）

・要配慮者に対して情報を提供する際の伝達手段として最も多かったのが「掲示板」であり、692 施設であった。次いで「手書き文字（436 施設）」、「わかりやすい短い言葉、文字、絵や写真の掲示（373 施設）」の順であった。また、「いずれの伝達手段も用意していない」は 223 施設であった。

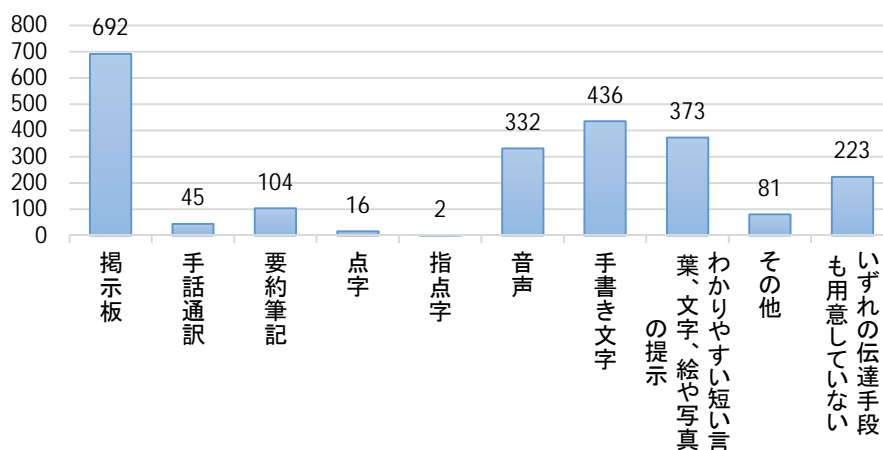


図 2. 6 要配慮者に対して情報を提供する際の伝達手段 (n=1,251)

表 2. 1 平常時における対応

調査項目	回答項目	施設数	割合	参照先
①災害時に予定している 避難者の受入れ規模 (n=1,251)	1~40人	473 施設		P12
	41~80人	272 施設		
	81~160人	334 施設		
	161~220人	48 施設		
	221人以上	49 施設		
②要配慮者10人あたりの 生活相談員の配置人数 (n=1,251)	2人以上	120 施設	10%	P12
	1人以上2人未満	234 施設	19%	
	1人に満たない	392 施設	31%	
	配置することとしていない 理由：現行職員が可能な範囲 で対応する、人員不足、自治 体との協定において特段の 記載がない等	254 施設	20%	
③福祉避難所として利用 するスペース (n=1,251)	共有スペース（待合室等）	979 施設		P16
	会議室	401 施設		
	食堂	324 施設		
	更衣室、休憩室	120 施設		
	個室	154 施設		
④災害時の施設利用に関 する自治体との協定内 容 (n=1,251)	費用に関する協定	567 施設		P17
	物資・器材の提供に関する協 定	600 施設		
	避難生活支援のための専門 的人材の確保に関する協定	333 施設		
	緊急入所に関する協定（福祉 避難所指定施設以外）	139 施設		
	特に締結していない	292 施設		
⑤要配慮者への情報提供 手段 (n=1,251)	掲示板	692 施設		P18
	手話通訳	45 施設		
	要約筆記	104 施設		
	点字	16 施設		
	指点字	2 施設		
	音声	332 施設		
	手書き文字	436 施設		
	わかりやすい短い言葉、文 字、絵や写真の提示	373 施設		
	いずれの伝達手段も用意し ていない 理由：未検討・未着手、検討 中、状況に応じて柔軟に対応 する等	223 施設		

2.3 発災後における対応

(1) 施設の受入れ対象者等

ア. 福祉避難所設置時に受入れる対象 (Q 2)

・福祉避難所設置時に受入れる対象として最も多かったのが「(要配慮者以外に) 要配慮者の家族、付き添い」であり、838 施設であった。次いで「要配慮者のみ (698 施設)」、「(要配慮者以外に) 近隣住民等でやむを得ず避難してきた一般の避難者 (505 施設)」の順であった。

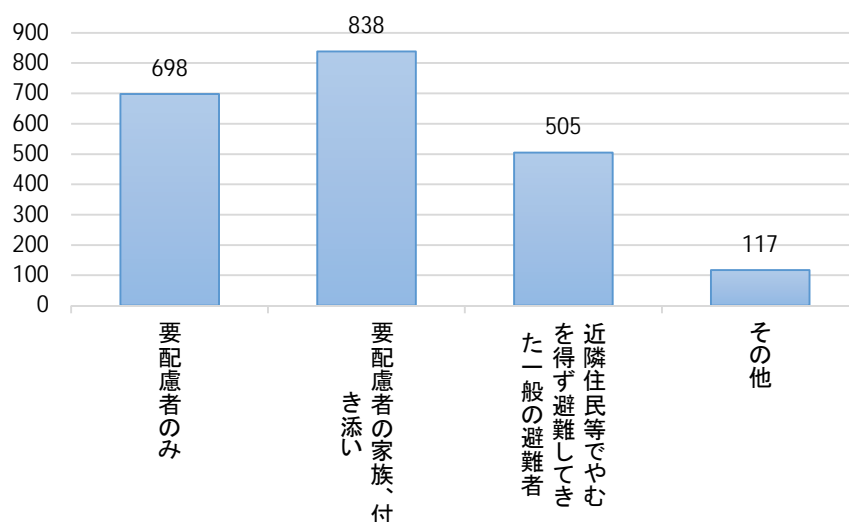


図 2. 7 福祉避難所設置時に受入れる対象 (n=1,251)

イ. 災害時の管理・運営について明文化した職員向けマニュアル等の作成 (Q 2 - ②)

・災害時の管理・運営について明文化した職員向けマニュアル等の作成について最も多かったのが「今後作成予定」であり、507 施設であった。次いで「作成している (454 施設)」であり、「作成していない (今後も予定なし)」は 188 施設であった。

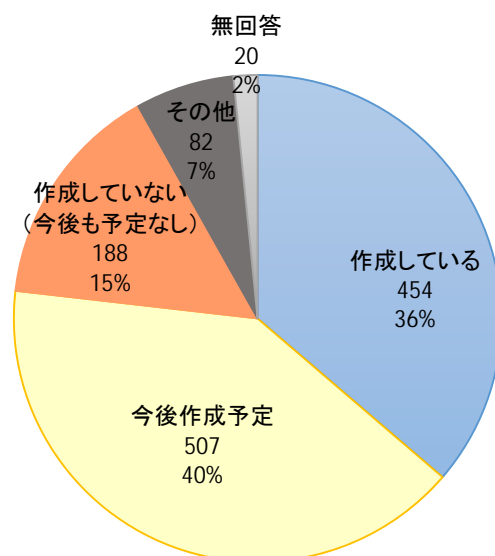


図 2. 8 災害時の管理・運営について明文化した職員向けマニュアル等の作成 (n=1,251)

表 2.2 発災後における対応

調査項目	回答項目	施設数	割合	参照先
①受入れる対象 (n=1,251)	要配慮者のみ	698 施設	/	P20
	要配慮者の家族、付き添い（介護等の支援を行う者）	838 施設		
	近隣住民等をやむを得ず避難してきた一般の避難者（健常者）	505 施設		
②職員向けマニュアル等の作成状況 (n=1,251)	作成している	454 施設	36%	P21
	今後作成予定	507 施設	40%	
	作成していない（今後とも予定なし）	188 施設	15%	

(参考) 避難所数

・指定避難所数（平成 26 年 10 月 1 日現在）は、全国で合計 48,014 施設（944 自治体）となっており、そのうち福祉避難所数は 7,647 施設（791 自治体）となっている。

表 2.3 避難所数・福祉避難所数（全国）※

調査項目	回答項目	施設数	自治体数
避難所・福祉避難所の指定	避難所	48,014 施設	944
	うち福祉避難所	7,647 施設	791

（※）平成 26 年 10 月 1 日現在の施設数。以降も市区町村において避難所・福祉避難所の指定手続きを継続中であり、指定施設数が今後更に増える見込まれる。

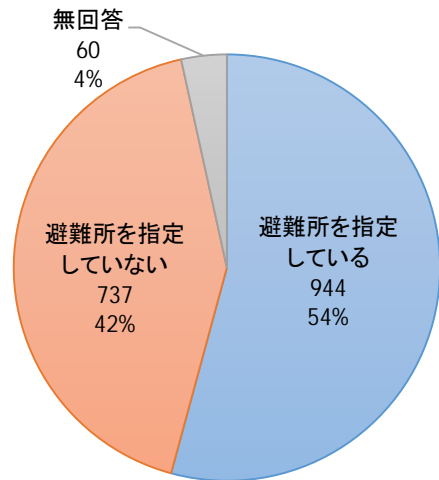


図 2.9 避難所の指定状況 (n=1,741)

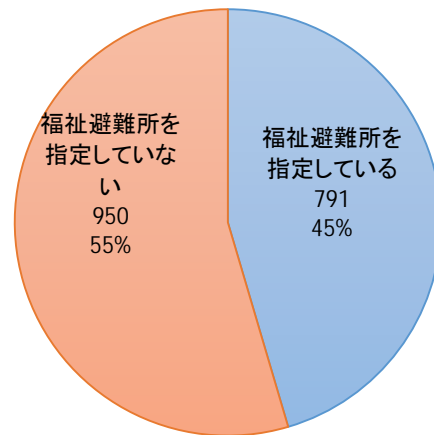


図 2.10 福祉避難所の指定状況 (n=1,741)

3. 集計結果

3.1 フェース調査（基本事項）

(1) 施設の所在地

ア. 施設の所在地についてお伺いします。（F 1）

①単純集計

回答のあった施設の所在地（人口規模）で最も多かったのが「小都市」であり、435 自治体であった。次いで、「中都市②（234 自治体）」、「町、村（203 自治体）」の順であった。

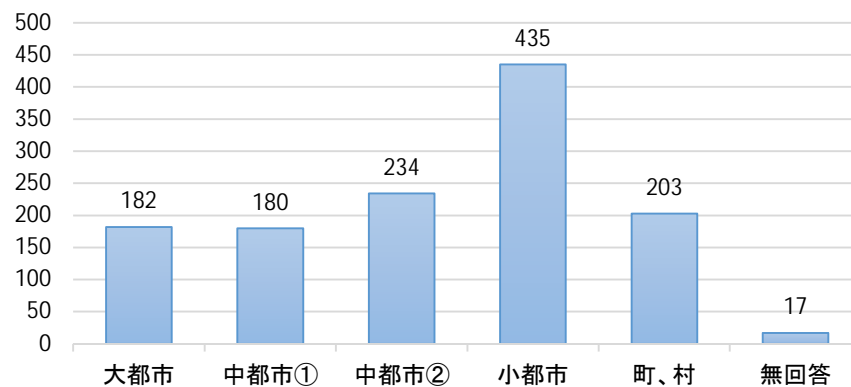


図 3. 1 施設の所在地 (n=1,251)

②クロス集計

「施設の所在地（F1）」に関して、「南海トラフ巨大地震防災対策推進地域内外」を分析軸としてクロス集計を行った。推進地域外では、小都市が約31%と最も多く、次いで中都市②の約22%、町、村の約20%となっている。推進地域内では、小都市が約38%と最も多く、次いで、中都市①の約21%、中都市②の約16%という結果になった。

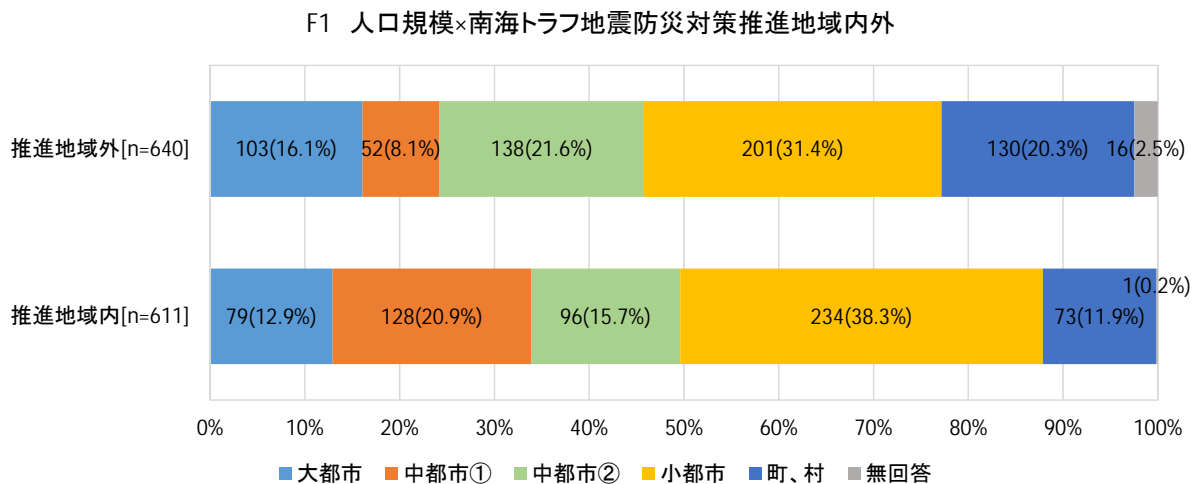


図 3. 2 施設の所在地（南海トラフ地震防災対策推進地域内外の別）

同様に、「首都直下地震緊急対策区域内外」を分析軸としてクロス集計を行った。対策区域外では、小都市が約40%と最も多く、次いで、町、村の約19%、中都市①の16%となっている。対策区域内では、大都市が約36%と最も多く、次いで、中都市②の37%、小都市の約15%となっており、対策区域外に比べ、人口規模の大きい都心の割合が高くなっている。

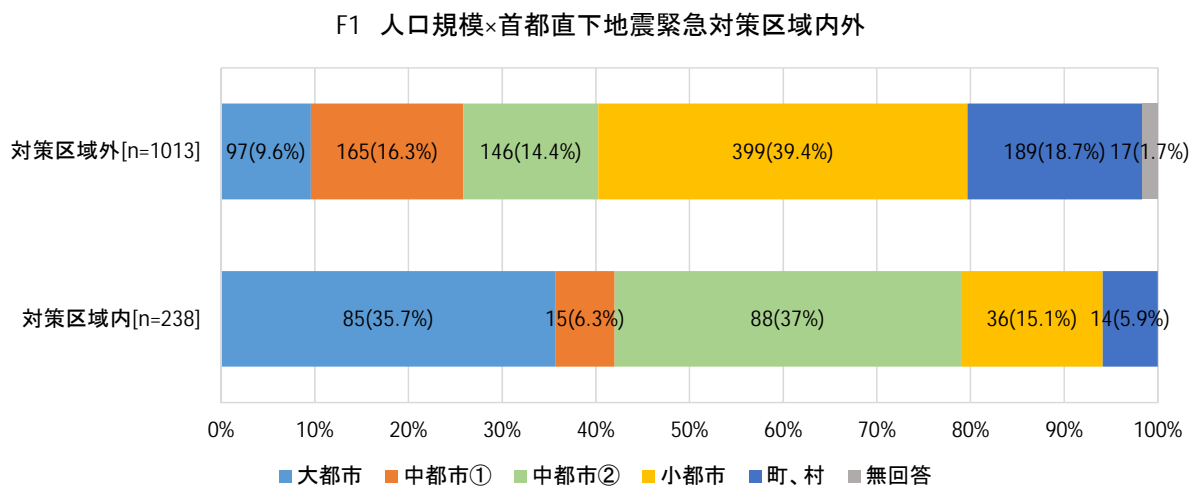


図 3. 3 施設の所在地（首都直下地震緊急対策区域内外の別）

イ. 施設分類についてお伺いします。(F2)

①単純集計

回答のあった1,251施設のうち、施設の種類で最も多かったのが「高齢者施設」であり、769施設であった。次いで、「障害者施設(223施設)」、「その他社会福祉施設(86施設)」の順であった。児童福祉施設は38施設であった。

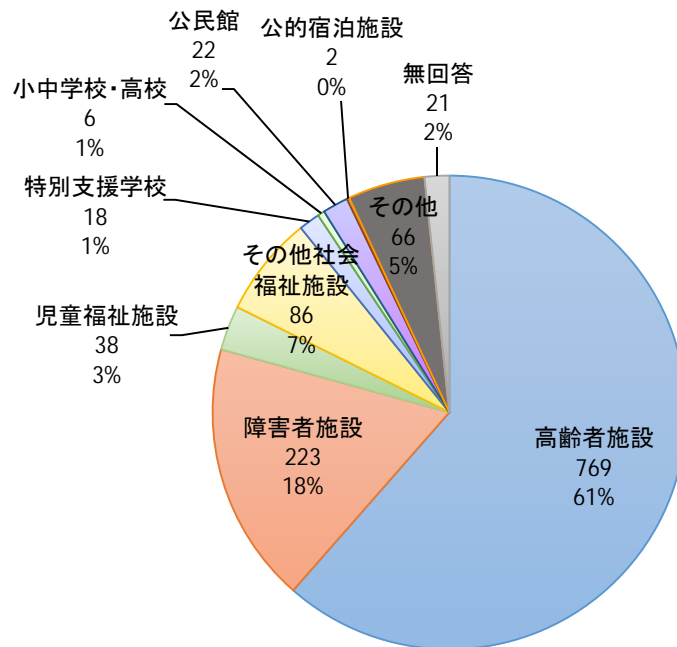


図 3.4 施設分類 (n=1,251)

その他主な回答として、「保健福祉センター」、「病院」、「公共施設」があった。中には、「大学」、「病院」という回答があった。

3.2 平常時における対応

(1) 福祉避難所としての整備状況等 (Q1)

ア. 災害時に予定している避難者の受入れ規模 (現在の入所者を含めた人数) (Q1-①)

①単純集計

災害時に予定している避難者の受入れ規模で最も多かったのが「1～40人」であり、473施設であった。次いで、「81～160人 (334施設)」、「41～80人 (272施設)」の順であった。

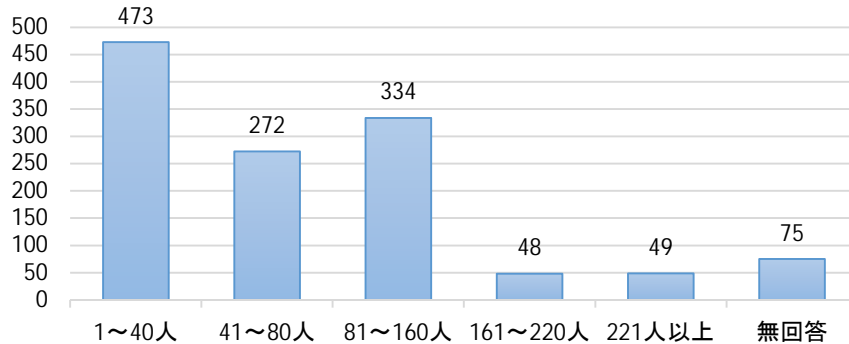
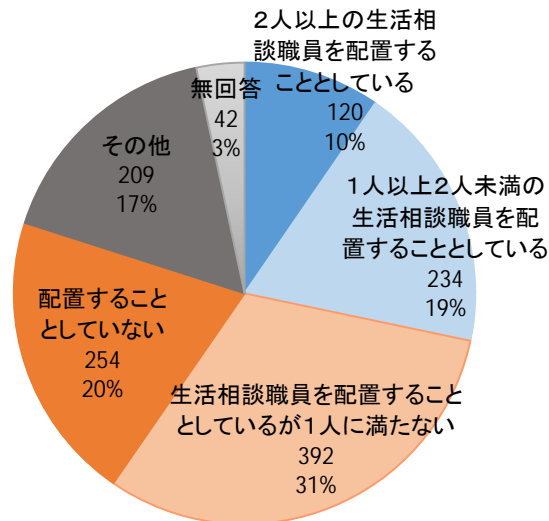


図 3.5 災害時に予定している避難者の受入れ規模 (n=1,251)

イ. 要配慮者 10 人あたりに配置する生活相談員数 (Q1-②)

①単純集計

災害時に要配慮者 10 人あたりに配置する生活相談員数で最も多かったのが「生活相談員を配置することとしているが 1 人に満たない」であり、392 施設であった。次いで「配置することとしていない (254 施設)」、「1 人以上 2 人未満の生活相談員を配置することとしている (234 施設)」の順であった。



災害救助法では、福祉避難所について、概ね 10 人の要配慮者に 1 人の相談等に当たる介助員等の配置の費用を加算できることとしている。

図 3.6 要配慮者 10 人あたりに配置する生活相談員数 (n=1,251)

その他主な回答として、「具体的な人数を定めていない」、「具体的な人数の検討に至っていない」、「受入れ状況に応じて自治体と協議することになっている」があった。

中には、「自治体が配置することになっている」という回答があった。

<生活相談員を配置することとしていない理由（Q1 - ）>

- a.生活相談員を配置することとしていない理由を有するものの中には、「自治体が職員を確保する（18件）」、「状況に応じて柔軟に対応する（6件）」という回答があった。
- b.生活相談員の配置に向けて準備を進めているものの中には、「検討中（9件）」、「協議・調整中（5件）」という回答があった。
- c.生活相談員の配置に向けて準備をしていないものの中には、「現行職員が可能な範囲で対応する（39件）」、「人員不足（23件）」、「自治体との協定において特段の記載がない（22件）」などの回答があった。

表 3. 1 生活相談員を配置することとしていない理由

生活相談員を配置していない			回答例
大分類	中分類	件数	
a.配置していない理由を有する (24件)	①自治体が職員を確保する	18件	・行政職員やボランティアの配置をお願いしている。 ・生活相談員の配置については、災害の状況に応じて対応する。
	②状況に応じて柔軟に対応する	6件	
b.準備を進めている (14件)	③検討中	9件	・配置について検討中である。 ・自治体と協議中である。
	④協議・調整中	5件	
c.準備をしていない (105件)	⑤現行職員が可能な範囲で対応する	39件	・通常の職員配置で協力して対応する ・現行職員と、協定している自治体からの応援スタッフで対応する。 ・職員数が少ない。 ・協定上求められていない。 ・自治体との協定には生活相談員について明示されていない。 ・検討段階に至っていない。 ・特に決めていない。 ・家族と一緒に避難を原則としている。
	⑥人員不足	23件	
	⑦自治体との協定において特段の記載がない	22件	
	⑧未検討	15件	
	⑨必要性を感じていない	6件	
生活相談職員を配置することとしていない理由について未回答等		111件	-

②クロス集計

「要配慮者 10 人あたりに配置する生活相談員数（Q1—②）」に関して、「南海トラフ巨大地震の推進地域内外」を分析軸としてクロス集計を行った。災害時における要配慮者 10 人あたりの生活相談職員の配置予定人数の割合は、推進地域内と推進地域外でほとんど差が見られなかった。

Q1- 災害時における要配慮者10人あたりの生活相談職員の配置予定×南海トラフ防災対策推進地域内外

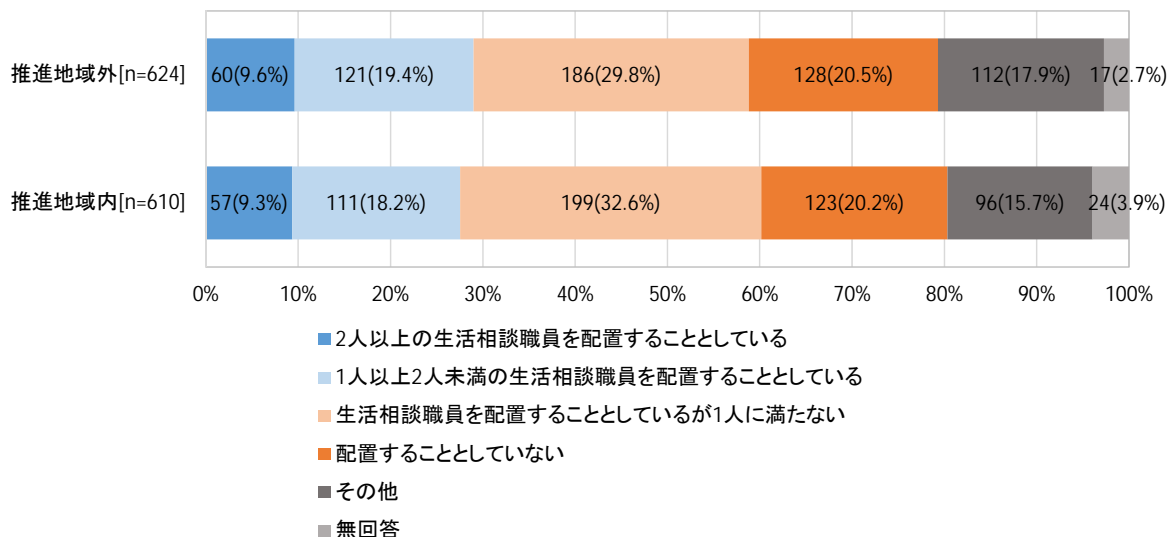


図 3. 7 要配慮者 10 人あたりに配置する生活相談員数（南海トラフ地震防災対策推進地域内外の別）

同様に、「首都直下地震緊急対策区域内外」を分析軸としてクロス集計を行った。災害時における要配慮者 10 人あたりの生活相談職員の配置予定人数の割合は、対策区域内に比べ、対策区域外のほうが高い結果となった。

Q1- 災害時における要配慮者10人あたりの生活相談職員の配置予定×首都直下地震緊急対策区域内外

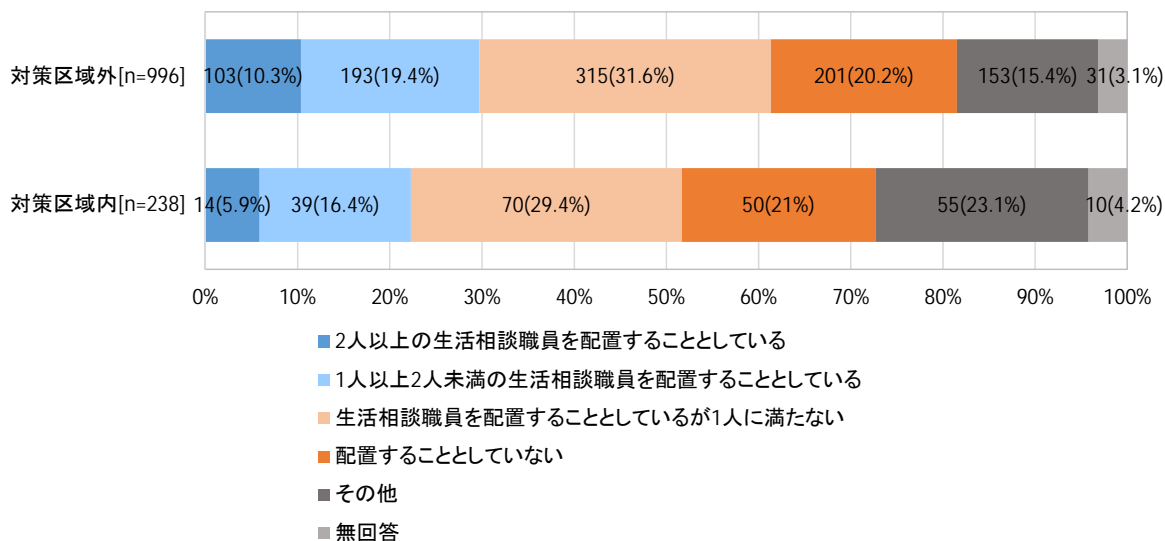


図 3. 8 要配慮者 10 人あたりに配置する生活相談員数（首都直下地震緊急対策区域内外の別）

また、「要配慮者 10 人あたりに配置する生活相談員数 (Q1—②)」に関して、「人口規模」を分析軸としてクロス集計を行った。要配慮者 10 人あたりに配置する生活相談員数の割合は、中都市がもっとも多く、次いで小都市、中都市②という結果になった。

Q1-② 災害時における要配慮者10人あたりの生活相談職員の配置予定×人口区分

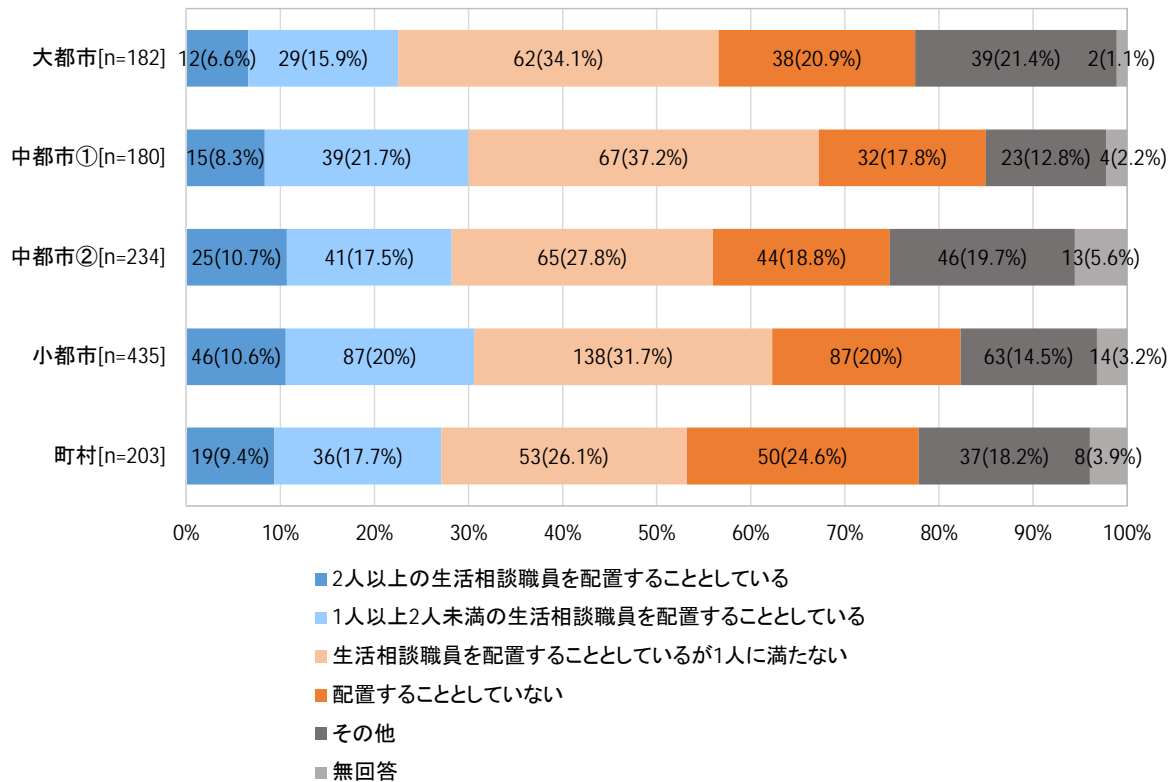


図 3. 9 要配慮者 10 人あたりに配置する生活相談員数 (人口規模の別)

ウ. 福祉避難所として利用するスペース (Q1-③)

①単純集計

福祉避難所として利用するスペースで最も多かったのが「共有スペース」であり、679施設であった。次いで「会議室 (401施設)」、「食堂 (324施設)」の順であった。

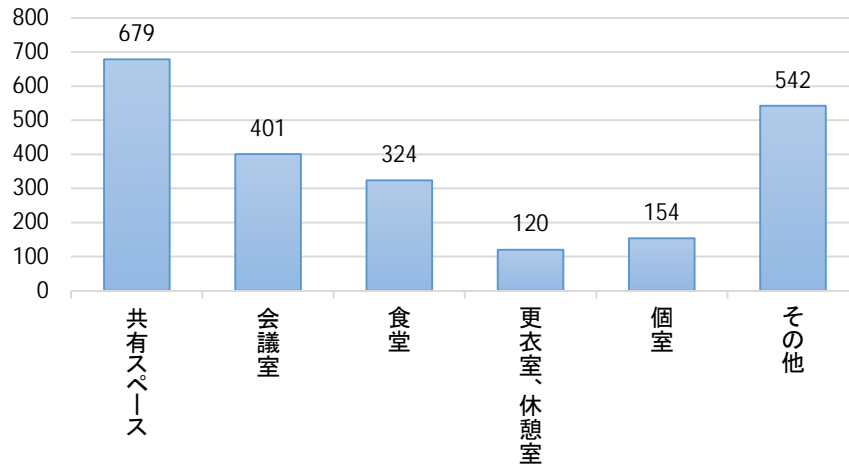


図 3. 10 福祉避難所として利用するスペース (n=1,251)

その他主な回答として、「デイサービス用スペース」、「訓練室」、「作業室」があった。

中には、「避難者と施設利用者が顔見知りの場合には施設利用者の同意を得て利用者の部屋を利用」、「職員寮の空き部屋」との回答があった。

工. 災害時の施設利用に関して、自治体との協定で締結している内容（Q1-④）

①単純集計

災害時の施設利用に関して、自治体との協定で締結している内容で最も多かったのが「物資・器材の提供に関する協定」であり、600施設であった。次いで「費用に関する協定（567施設）」であり、「避難生活支援のための専門的人材の確保に関する協定」は333施設であった。

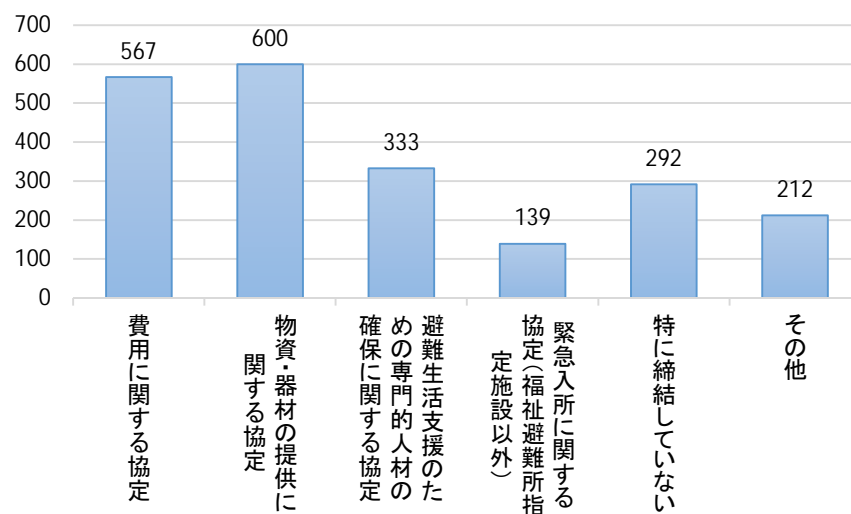


図 3. 11 災害時の施設利用に関して、自治体との協定で締結している内容（n=1,251）

その他主な回答として、「要配慮者の移送」、「受入期間」があった。

中には、「防災資機材の購入補助」、「備蓄の共有を目的とした防災倉庫の鍵の共有」との回答があった。

オ. 要配慮者に対して情報を提供する際の伝達手段（Q 1 - ⑤）

①単純集計

要配慮者に対して情報を提供する際の伝達手段として最も多かったのが「掲示板」であり、692 施設であった。次いで「手書き文字（436 施設）」、「わかりやすい短い言葉、文字、絵や写真の掲示（373 施設）」の順であった。また、「いずれの伝達手段も用意していない」は223 施設であった。

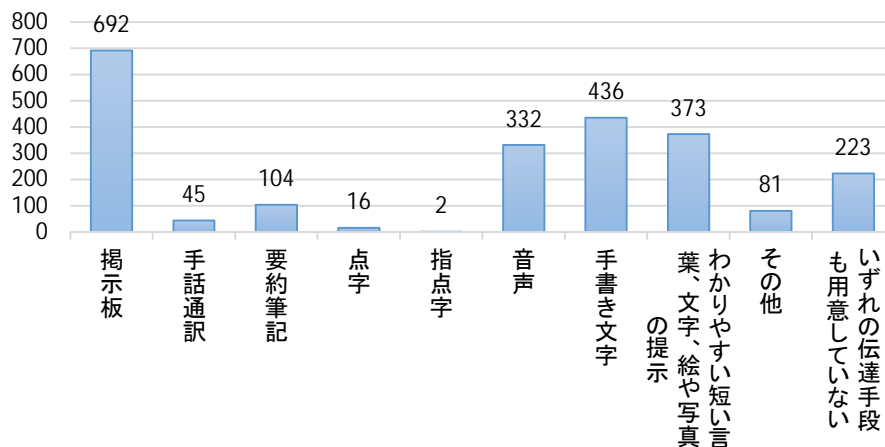


図 3. 12 要配慮者に対して情報を提供する際の伝達手段（n=1,251）

その他主な回答として、「ホームページ」、「テレビ」、「ラジオ」、「ホワイトボード」があった。

中には、「ピクトグラム表示（館内案内）」、「タブレット端末（IPAD）」との回答があった。

<いずれの伝達手段も用意していない理由（Q1 - ）>

- a.要配慮者に対して情報を提供する際の伝達手段を用意していない理由を有するものの中には、「状況に応じて柔軟に対応する（16件）」、「自治体が確保する（14件）」、「高齢者のみのため特段の専門機器を必要としていない（3件）」という回答があった。
- b.伝達手段の用意に向けて準備を進めているものの中には、「検討中（18件）」、「協議・調整中（5件）」という回答があった。
- c.伝達手段の用意に向けて準備をしていないものの中には、「未検討、未着手（26件）」、「自治体との協定において特段の記載がない、自治体との特段の協議がない（14件）」、「今後の課題（9件）」などの回答があった。

表 3. 2 いずれの伝達手段も用意していない理由

いずれの手段も用意していない			回答例
大分類	中分類	件数	
a.用意していない理由を有する（33件）	①状況に応じて柔軟に対応する	16件	・その都度担当課と協議し対応する。 ・災害対策本部にて対応する。
	②自治体が確保する	14件	・自治体が伝達する。 ・自治体職員が配置される。
	③高齢者のみのため特段の専門機器を必要としていない	3件	・高齢者主体のため本人に直接伝える。
b.準備を進めている（23件）	④検討中	18件	・どのようなツールを準備するか検討中である。 ・マニュアルを作成と同時に伝達手段を用意する。
	⑤協議・調整中	5件	・自治体と協議中。
c.準備をしていない（60件）	⑥未検討・未着手	26件	・特に用意していない。 ・避難スペースのみ提供している。
	⑦自治体との協定において特段の記載がない、自治体との特段の協議がない	14件	・自治体から具体的な指示がない。 ・自治体と話し合っていない。
	⑧今後の課題	9件	・今後検討する。
	⑨必要性を感じていない	7件	・受け入れる要配慮者の特性を踏まえると必要ない。
	⑩現行職員が可能な範囲で対応する	2件	・職員が直接伝達する。 ・平常時の体制で対応する。
	⑪人員不足	2件	・対応できる職員がいない。
いずれの伝達手段も用意していない理由について未回答等		107件	－

3.3 発災後における対応

(1) 施設の受入れ対象者等

ア. 福祉避難所設置時に受入れる対象 (Q2)

④単純集計

福祉避難所設置時に受入れる対象として最も多かったのが「(要配慮者以外に) 要配慮者の家族、付き添い」であり、838 施設であった。次いで「要配慮者のみ (698 施設)」、「(要配慮者以外に) 近隣住民等をやむを得ず避難してきた一般の避難者 (505 施設)」の順であった。

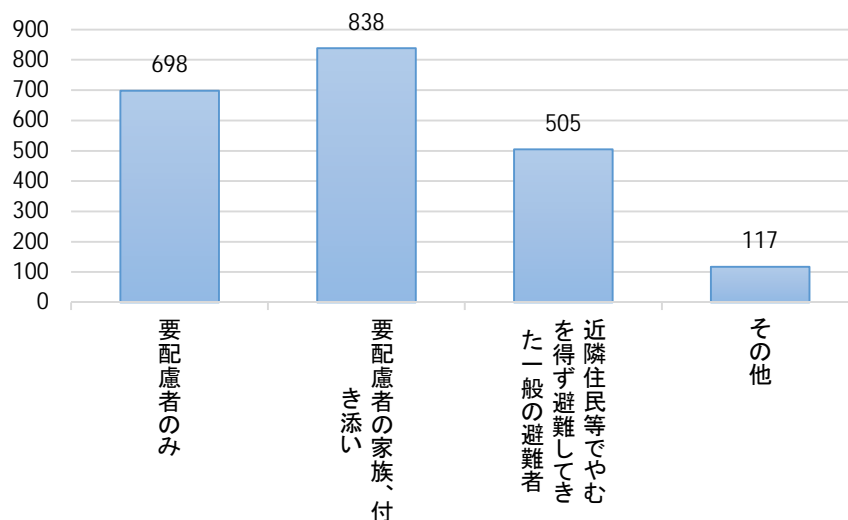


図 3. 13 福祉避難所設置時に受入れる対象 (n=1,251)

その他主な回答として、「行政からの依頼に応じて受入れ」、「要配慮者と健常者を問わず受入れ」があった。

中には、「全て受入れた後に状況に応じて避難者を整理」、「独居老人を優先して受入れ」との回答があった。

イ. 災害時の管理・運営について明文化した職員向けマニュアル等の作成 (Q 2 - ②)

①単純集計

災害時の管理・運営について明文化した職員向けマニュアル等の作成について最も多かったのが「今後作成予定」であり、507 施設であった。次いで「作成している (454 施設)」であり、「作成していない (今後も予定なし)」は 188 施設であった。

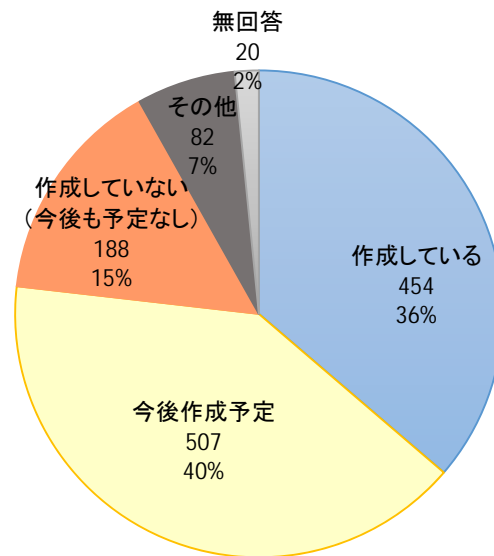


図 3. 14 災害時の管理・運営について明文化した職員向けマニュアル等の作成 (n=1,251)

その他主な回答として、「作成中」、「作成しているが見直しが必要」、「行政が作成したものを使用」があった。

中には、「マニュアルはないが定期的な行動の確認を実施」という回答があった。

②クロス集計

「災害時の職員向けマニュアル（Q2-②）」に関して、「南海トラフ地震防災対策推進地域内外」を分析軸としてクロス集計を行った。災害時の職員向けマニュアルを作成している割合は、推進地域内が約34%に対し、推進地域外は約39%と、推進地域内に比べ、災害時の職員向けマニュアルを作成している割合が高い結果となった。

Q2-② 災害時の管理・運営について明文化した職員向けマニュアル等の作成×南海トラフ防災対策推進地域内外

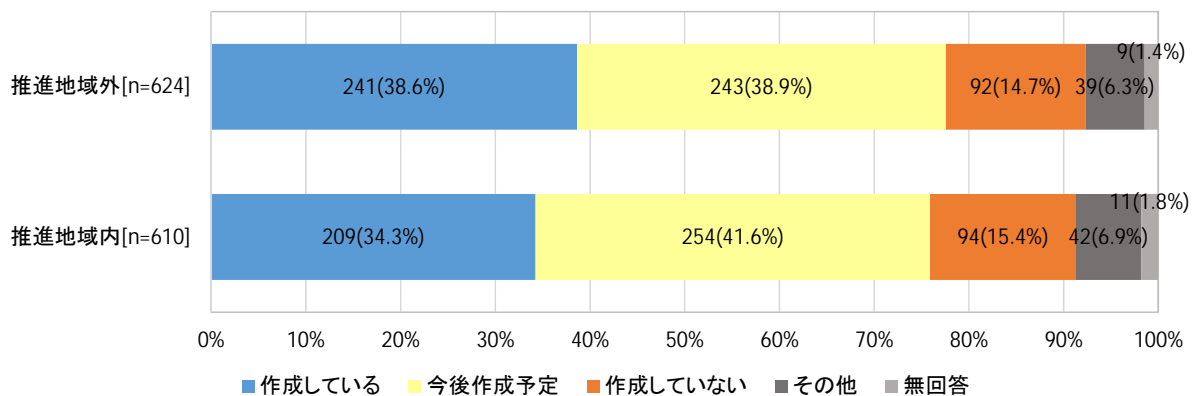


図 3. 15 災害時の職員向けマニュアルの作成（南海トラフ地震防災対策推進地域内外の別）

同様に、「首都直下地震緊急対策区域内外」を分析軸としてクロス集計を行った。災害時の職員向けマニュアルを作成している割合は、対策区域外が約34%に対し、対策区域内は約46%と、対策区域内に比べ、災害時の職員向けマニュアルを作成している割合が高い結果となった。

Q2-② 災害時の管理・運営について明文化した職員向けマニュアル等の作成×首都直下地震緊急対策区域内外

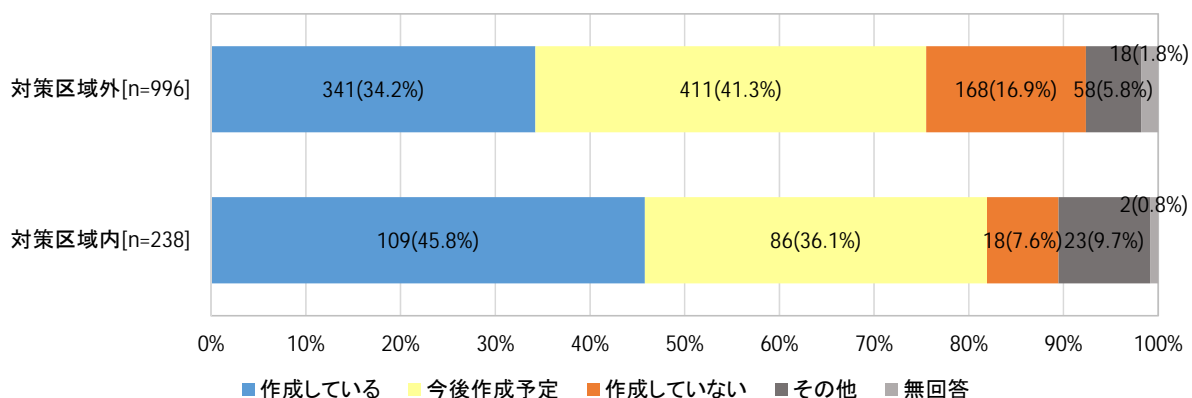


図 3. 16 災害時の職員向けマニュアルの作成（首都直下地震緊急対策区域内外の別）

また、「災害時の職員向けマニュアル（Q2ー②）」に関して、「人口規模」を分析軸としてクロス集計を行った。災害時の職員向けマニュアルを作成している割合は、大都市が約43%と最も多く、以降、人口規模が小さくなるにつれて、災害時の職員向けマニュアルを作成している割合も小さくなるという結果になった。

Q2-② 災害時の管理・運営について明文化した職員向けマニュアル等の作成×人口区分

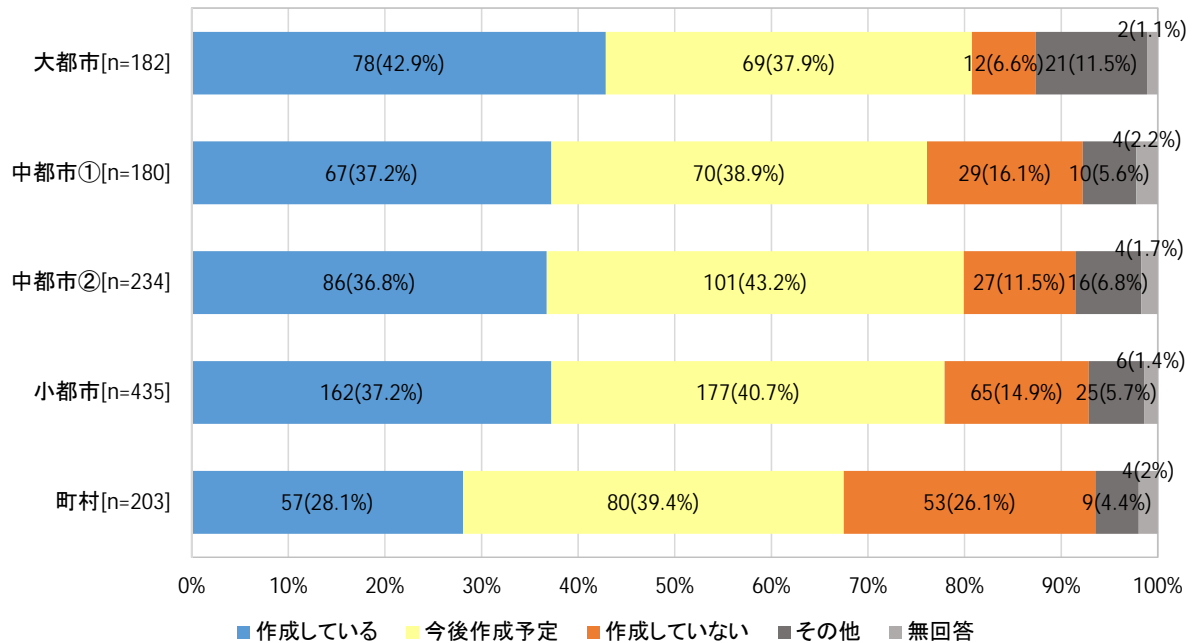


図 3. 17 災害時の職員向けマニュアルの作成（人口規模の別）

< 参考資料 >

参考資料 1 : 社会福祉施設等における福祉避難所の運営等に関する実態調査

参考資料 2 : 福祉避難所を運営する際の課題

参考資料 3 : 福祉避難所の運営等に関する自治体の取組実例集

参考資料 1：社会福祉施設等における福祉避難所の運営等に関する実態調査

社会福祉施設等における福祉避難所の運営等 に関する実態調査（依頼文・調査票）

～本調査の背景と目的～

東日本大震災においては、多数の被災者が長期にわたる避難所生活を余儀なくされる状況の中、被災者の心身の機能の低下や様々な疾患の発生・悪化が見られたこと、多くの高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）が避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から自宅での生活を余儀なくされることも少なくなかったことなどが課題となりました。

これらの課題を踏まえ、平成 25 年 6 月に災害対策基本法を一部改正し、市町村長による指定避難所の指定制度を設けるとともに（災対法第 49 条の 7）、避難所における生活環境の整備等に関する努力義務規定を設けました（災対法第 86 条の 6）。

この指定避難所には一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のために特別の配慮がされた「福祉避難所」も含まれており、貴施設は、この「福祉避難所」として市町村長から指定された施設であることから、今後、内閣府において全国の福祉避難所運営等の取組を推進していくために、貴施設にて取り組んでいる防災対策の実態に係る基礎調査を行うものです。

本調査の趣旨をご理解の上、ご協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

【アンケートのご記入・返信について】

1. 本調査は、内閣府防災担当からの委託業務として、調査票の回収、集計を株式会社建設技術研究所が実施します。
2. 次ページ以降の調査票の回答を、本調査票に直接ご記入頂き、平成 27 年 1 月 30 日（金）までに同封の返信用封筒にて下記の提出先宛てにお送りください。
3. 本アンケートにご回答いただきました結果は全て統計的に処理いたします。従って、回答者を特定した結果が公表されることは一切ありません。
4. アンケート調査についてのご質問等は、以下の担当までお問い合わせください。

調査機関・問合せ先：

株式会社 建設技術研究所 東京本社防災室

（TEL：03-3668-4102 アンケート担当係：星野・花原）

（注）社会福祉施設等における福祉避難所の運営に関する実態調査について
・調査対象は施設の所在する市区町村より提供いただいた「福祉避難所」のリストから抽出しています。

次ページ以降が調査票となります。

ウ. 発災後における対応

Q2. 貴施設の受入対象者等についてお伺いします。

①福祉避難所設置時に貴施設が受入れる対象についてお伺いします。(〇は複数可)

1. 要配慮者のみ
2. 要配慮者の家族、付き添い(介護等の支援を行う者)
3. 近隣住民等でやむを得ず避難してきた一般の避難者(健常者)
4. その他(具体的に:)

②災害時の管理・運営について明文化した職員向けマニュアル等を作成していますか。(〇は1つ)

1. 作成している
2. 今後作成予定
3. 作成していない(今後も予定なし)
4. その他(具体的に:)

Q3. 最後に、貴施設が福祉避難所を運営する際の課題についてのご意見・提案等ありましたらご記入ください。(自由回答)

～アンケート調査は以上です。同封の封筒に入れ平成27年1月30日(金)までにご投函ください。
調査にご協力いただき、ありがとうございました。～

参考資料 2 : 福祉避難所を運営する際の課題

Q 3 福祉避難所を運営する際の課題についての意見・提案は主に、「受入れ体制に関する意見・提案」、「物資に関する意見・提案」、「訓練・研修に関する意見・提案」の 3 つに分類される。各分類の件数を以下に示す。

福祉避難所を運営する際の課題についての意見・提案		回答例
分類	件数	
a.受入れ体制等に関する意見・提案	12 件	<ul style="list-style-type: none"> ・職員が不足する。 ・マニュアル等の運用面に関する対策を実施する必要がある。 ・受入れた要配慮者に対する支援内容・範囲を明確にする必要がある。 ・受入れる予定の避難者に関する情報を事前に把握する必要がある。
b.物資に関する意見・提案	4 件	<ul style="list-style-type: none"> ・長期間を想定した水・食糧等の備蓄が必要である。 ・災害時の介護用品等の確保が重要となる。 ・市県域を超えた調達ルートの確立が必要である。
c.訓練・研修に関する意見・提案	12 件	<ul style="list-style-type: none"> ・受入れ訓練を行う重要性を感じている。 ・市と連携した開設訓練を経験することができて良かった。 ・年 1 回以上、避難所開設に必要な研修や訓練の指導等をして頂きたい。 ・市内の福祉避難所の連携を円滑に進めるための連絡会（意見交換ができるような場）があると良い。 ・地元ボランティアとの連携に関する訓練が必要である。

「福祉避難所を運営する際の課題」に関する詳細な内容は、別紙参照

参考資料 3：福祉避難所の運営等に関する自治体の取組事例集

電話調査、訪問調査により提供頂いた福祉避難所の運営等に関する自治体の取組の実例(協定書、報告様式、マニュアル等) を整理した。

1．青森県青森市

- (1) 平成 26 年度青森市総合防災訓練実施要領
- (2) 青森市福祉避難所の設置・運営に関する社会福祉施設等アンケート調査様式
- (3) 福祉避難所の確保に関する協定締結に係る意向確認書
- (4) 福祉避難所の確保に関する協定書

2．千葉県浦安市

- (1) 福祉避難所設置・運営に関するマニュアル (H26.4)
- (2) 浦安市福祉避難所協定の概要および手続きについて (H26.5)
- (3) 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書
- (4) 災害時における要援護者の介護支援に関する協定書
- (5) 災害時における福祉用具等の供給に関する協定書
- (6) 浦安市福祉避難所における物資等購入補助金交付要綱

3．石川県輪島市

- (1) 福祉避難所設置・運営マニュアル (H26.10)
- (2) (高・障) 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書
- (3) (妊・乳) 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書
- (4) 災害時における物資供給及び貸与に関する協定書

4．大分県大分市

- (1) 福祉避難所の開設準備に関する依頼・報告様式
- (2) 災害時に要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等に受入れることに関する協定書

1. 青森県青森市

(1) 平成 26 年度青森市総合防災訓練実施要領

平成 26 年度青森市総合防災訓練実施要領

1. 訓練実施の目的

防災訓練は、災害対策基本法第 48 条及び青森市地域防災計画に基づき、防災関係機関・団体と地域住民の参加・連携のもとに、大地震を想定した各種訓練を行い、災害の予防、応急対策等の防災活動が迅速、的確かつ総合的に実施できるように訓練するとともに、防災体制の強化と地域住民の防災意識の高揚を図ることを目的に実施するものである。

また、平成 25 年度に策定した青森市津波避難計画並びに、青森市地域防災計画（地震・津波対策編）の修正内容を検証するものである。

2. 訓練実施予定日 平成 26 年 10 月 18 日（土）

3. 実施地区

【青森地区：八重田、矢作、原別地区】

- 青森県立青森商業高等学校（一次避難会場）
- 青森県立青森東高等学校（二次避難会場、避難所）
- 青森市立原別小学校
- 東部市民センター
- 市内福祉施設（福祉避難所）

【浪岡地区：浪岡庁舎周辺地区】

- 浪岡中央公民館

3. 災害想定

【青森地区】

- (1) 平成 26 年 10 月 18 日（土）午前 8 時 30 分、青森県青森湾西岸断層帯（入内断層）を震源とする地震が発生。本市内は震度 5 強の揺れを観測し、陸奥湾沿岸部に津波警報が発表される。原別地区への第 1 波津波到達時間は発災から 8 分後、2.1m の津波が到達し、避難困難区域に位置する青森商業高等学校敷地の一部まで浸水。
- (2) 市は、陸奥湾沿岸部の住民に避難指示を発令。
- (3) 津波警報が解除された後、同校舎への垂直避難者及び 2 号遊歩道緑地への避難者をパufferゾーン外に位置する青森東高等学校まで避難誘導するとともに、町会等支援者は災害時要援護者の安否確認を行い、避難の必要がある災害時要援護者については公共交通機関等を活用し青森東高等学校まで移送。
- (4) 青森東高等学校を収容避難所として開設・運営。避難所生活に支障を来す災害時要援護者を福祉避難所まで移送。
- (5) 福祉避難所確保に関する応援協定を締結している法人に福祉避難所の開設を要請し、避難所を開設・運営。

【浪岡地区】

- (1) 青森県青森湾西岸断層帯（入内断層）を震源とする地震が発生。本市内は震度 5 強の揺れを観測し、浪岡地区では、数日前からの降雨の影響もあり、浪岡川がはん濫危険水位に達し河川決壊の恐れがあることから、市は、当該河川周辺の住民に避難指示を発令。
- (2) 浪岡中央公民館を収容避難所として開設・運営。

4. 訓練項目

平成 26 年度にあつては、平成 24 年度に実施した学校教員、指定管理者、町（内）会、自主防災組織等、地域住民参加型の避難所開設運営訓練を基本とし、さらに津波対策訓練、災害時要援護者対策訓練や災害時応援協定締結団体との各種訓練等を実施する。

【情報伝達訓練】

- 市全職員を対象とする緊急連絡網を活用した情報伝達訓練

【災害対策連絡本部員等参集訓練】

- 災害対策連絡本部員の緊急参集訓練
- 避難所開設要員等の自動参集訓練

【災害広報訓練】

- 消防本部予防課と広報広聴課による災害広報訓練
- Jアラート及び緊急速報メールを活用した情報伝達訓練

【避難者移送訓練】

- 交通部のバスによる避難者移送訓練

【避難所開設運営訓練】

- 健康福祉部による避難所開設及び運営訓練

【福祉避難所開設運営訓練】

- 健康福祉部及び福祉避難所の確保に係る協定締結事業者による避難所（福祉避難所）開設及び運営訓練
- 健康づくり推進課による健康相談訓練

【防災資機材操作習熟訓練】

- 危機管理課による各種備蓄防災資機材の操作習熟訓練

【防災資機材・生活支援物資輸送訓練】

- 災害時応援協定を締結している業者との備蓄物資等の輸送訓練

【救急救命訓練】

- 日本赤十字による救急救命訓練

【災害ボランティア受付訓練】

- 避難所における災害ボランティアの受付訓練

【炊き出し訓練】

- アルファ米を使用した炊き出し訓練

【自主防災組織訓練】

- 自主防災組織による避難・避難誘導・炊き出し訓練等各種訓練

【給水訓練】

- 水道部の給水車による給水訓練

【地震体験訓練】

- 起震車による地震体験訓練

【浪岡地区における防災訓練】

- 浪岡庁舎勤務全職員への緊急通報訓練
- 浪岡地区における災害対策連絡本部員参集訓練
- 災害広報・避難所開設運営訓練

(2) 青森市福祉避難所の設置・運営に関する社会福祉施設等アンケート調査様式

青森市福祉避難所の設置・運営に関する 社会福祉施設等アンケート調査

青森市

本調査は、青森市の福祉避難所の指定に向けた取組として行うものであり、福祉避難所の指定先として考えられる社会福祉施設等について、施設の状況や意向を調査するためのアンケート調査です。

今後、当該アンケートの結果を踏まえ福祉避難所を設置したいと考えておりますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

(この調査は、あくまで現状把握のために行うもので、この回答によって、ただちに福祉避難所に指定することはありません)

◇福祉避難所とは

福祉避難所は、一般の収容避難所（一次避難所）での生活が困難であり、何らかの特別な配慮を必要とする方が安心して避難生活をおくれるよう、特に避難所生活が長引く場合などにおいて、二次的避難所として開設する避難所です。

福祉避難所に求められる要件については、一般的に、施設の耐震性、バリアフリーやライフラインが確保されており、併せて、要援護者を介助する介護士・看護師等の専門職の配置、要援護者の介護をする必要最小限の家族等を受け入れられるスペースが確保されていることなどが求められるところです。

また、福祉避難所開設時の運営に係る人件費、食事その他の物品の給与・貸与、暖房若しくは車両運行に係る燃料に要した経費等については、災害救助法の基準に基づき、市が支給することとなります。加えて、必要に応じ避難所運営事務担当職員も派遣されます。

なお、福祉避難所の指定については、平常時から市と協定を結ぶ必要があります。

◇福祉避難所の対象となるかとは

福祉避難所の対象は、厚生労働省の「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」で、身体等の状況が特別養護老人ホームまたは老人短期入所施設等へ入所するに至らない程度の者であって、避難所での生活において特別な配慮を要する者であることとされており、具体的には高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所での生活に支障をきたすため、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者及びその家族まで含めて差し支えないものとされております。

なお、特別養護老人ホームまたは老人短期入所施設等の入所対象者は、それぞれ緊急入所等を含め、当該施設で適切に対応されるべきであるので、原則として福祉避難所の対象とはしないこととされております。

指定に向けた意向調査（調査表①）

法人名			代表者名	
住所				
連絡先	TEL		FAX	

以下の設問にお答えください。

問1 あなたの法人では、防災対策をすすめていますか。（複数回答可）

- 1 防災訓練、防災教育をおこなっている
- 2 食料、水、毛布、ラジオ、懐中電灯などを備蓄している
- 3 災害時対応マニュアルを作成している
- 4 災害援助協定など他事業者との相互協力・応援体制を整えている
- 5 その他 → 具体的に…
- 6 していない

問2 福祉避難所について、ご存知ですか。

- 1 よく知っている
- 2 ある程度は知っている
- 3 聞いたことがある
- 4 知らない

問3 福祉避難所の設置について、どのようにお考えですか。

- 1 取り組むべきである
- 2 どちらでもよい
- 3 取り組まなくても良い

問4 あなたの法人では、震災発生後に施設の安全が確認され、必要な経費、物資、人材を確保できることを前提に、福祉避難所をお受けいただけますか。

- 1 受入可能 → ご協力いただける事業所がございましたら、別紙「運営施設の状況等について（調査表②）」にご記入ください。
- 2 受入不可
- 3 その他 → 具体的に…

問5 問4で2または3と回答した方におたずねします。その理由は何ですか。（複数回答可）

- 1 初めての方の場合、要援護者毎の状況に応じたケアが難しい
- 2 通常の施設運営に人員を要するため、避難所対応に人員をまわせない
- 3 トイレの数が少ない、バリアフリーでないなど、施設面で不安がある
- 4 食糧、食材等の備蓄が無く、食事の調理・提供ができない
- 5 毛布やマット等、寝具の備蓄が無く、寝床の提供ができない
- 6 発電機、燃料、ストーブ等の備蓄が無く、快適な環境を提供できない
- 7 その他 → 具体的に…

問6 災害時要援護者の避難対策について、日頃お考えのことがあれば、ご自由にお書きください。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

運営施設の状況等について (調査表②)

※以下については、福祉避難所にご協力いただける法人様のみご記入ください。

法人内に複数の施設がございましたら、適宜、コピーの上お使いください。

施設名				施設長	
住所					
連絡先	TEL		FAX		
①築年度(昭和・平成) _____年築 ②構造(木造・鉄骨)造 ③階層 _____階建て ④耐震性の有無 (有 無) ⑤バリアフリー化の有無(有 無) ⑥福祉避難所として提供いただける居室の名称及び面積 _____ m ² ⑦部屋の形状(畳・フローリングの別など _____) ⑧施設保有車両(例:○人乗りバス1台、○人乗りワンボックス2台) _____ _____					

問1 貴施設において受入可能な避難者についてお聞きします。

- 1 災害時要援護者全般(いずれも付添人を含む)
- 2 高齢者のみ(付添人を含む)
- 3 障害者のみ(付添人を含む)
- 4 その他 → 具体的に… _____

※福祉避難所での対応が難しくなった場合には医療機関に受入を要請します。

問2 施設従事者数についてお聞きします。

- | | | | |
|--------------|---|---------------|---|
| 1 医師 | 人 | 2 保健師 | 人 |
| 3 看護師 | 人 | 4 管理栄養士又は栄養士 | 人 |
| 5 社会福祉士 | 人 | 6 ケアマネジャー | 人 |
| 7 生活相談員 | 人 | 8 介護福祉士等介護資格者 | 人 |
| 9 一般職員(事務職員) | 人 | 10 車両運転手 | 人 |
| 11 その他 | 人 | | |

(例) 理学療法士
言語聴覚士
作業療法士
手話通訳者等

問3 停電時における施設の電力確保についてお聞きします。(複数回答可)

- 1 施設備え付けの非常用発電機がある
- 2 可搬型のポータブル発電機がある
- 3 有事の際、施設以外から発電機を借り上げる契約をしている
- 4 今後、発電機を購入する予定である
- 5 発電機を導入する予定は無い
- 6 その他 → 具体的に…

問4 断水時における施設の飲料水の確保についてお聞きします。(複数回答可)

- 1 飲料水を備蓄している
- 2 施設所有の井戸がある
- 3 高架水槽以外に貯水槽を設置している
- 4 上水道以外に簡易水道を利用している
- 5 上下水道以外に地下水を利用している

問5 施設契約している電話回線についてお聞きします。(複数回答可)

- 1 ダイヤル回線
- 2 プッシュ回線 (ADSL等)
- 3 光回線
- 4 インターネット用モバイル回線
- 5 衛星回線
- 6 その他 → 具体的に…

問6 施設内の調理器具の燃料についてお聞きします。(複数回答可)

- 1 都市ガス
- 2 LPガス
- 3 オール電化
- 4 その他 → 具体的に…

※(例) 外部から給食調達を行っており、施設内で調理はしていない。

問7 一時的にご提供いただける備蓄物資についてお聞きします。

- | | | | |
|----------------|----------|----|-----|
| 1 寝具 | ・あり → 概ね | 人分 | ・なし |
| 2 紙おむつ、尿とりパット等 | ・あり → 概ね | 人分 | ・なし |
| 3 ストーマ用装具 | ・あり | | ・なし |
| 4 車イス | ・あり | | ・なし |
| 5 歩行器 | ・あり | | ・なし |
| 6 AED (自動除細動機) | ・あり | | ・なし |
| 7 流動食等 | ・あり → 概ね | 食分 | ・なし |

- 8 その他 → 具体的に…

問8 施設内の収納スペースについてお聞きします。

- 1 新たに備蓄物資を収納することができるスペースがある → 約 m²
- 2 新たに備蓄物資を収納することができるスペースはない

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

(3) 「福祉避難所の確保に関する協定」締結に係る意向確認書

青森市総務部危機管理課 行
TEL
FAX

平成25年1月10日までにご連絡
くださいますようお願いいたします。

「福祉避難所の確保に関する協定」締結に係る意向確認書

市では、平成25年2月上旬頃を目途に、民間法人の皆様と「福祉避難所の確保に関する協定」を締結したいと考えております。ご支援・ご協力のほど何卒よろしく申し上げます。
ついでに、当該協定を締結する意向はありますか。

協定を締結する 1. 意向あり 2. 意向なし

法人名			代表者名	
住所			Eメール	
連絡先	TEL		FAX	

協定を締結する意向のある法人様は以下にご記入ください。

福祉避難所にご協力いただける施設がございましたらご記入ください。	①	施設名			施設長	
		住所			Eメール	
		連絡先	TEL		FAX	
	②	施設名			施設長	
		住所			Eメール	
		連絡先	TEL		FAX	
	③	施設名			施設長	
		住所			Eメール	
		連絡先	TEL		FAX	
	④	施設名			施設長	
		住所			Eメール	
		連絡先	TEL		FAX	
	⑤	施設名			施設長	
		住所			Eメール	
		連絡先	TEL		FAX	

ご協力ありがとうございました。

(4) 福祉避難所の確保に関する協定書

福祉避難所の確保に関する協定書

青森市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）
は、青森市内で災害が発生した場合において、甲の指定避難所での生活に支障があると認められる者（以下「要援護者」という。）を受け入れるための福祉避難所の確保等について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時において、乙の運営する施設内に福祉避難所を設置し、要援護者が日常生活に支障なく避難生活を送ることができるようにするために必要な事項を定めるものとする。

(福祉避難所)

第2条 甲が、福祉避難所に指定する乙の施設は別表のとおりとする。

(福祉避難所の開設及び要援護者の受入等)

第3条 甲は、支援を必要とする要援護者があると認めるときは、乙に対し、福祉避難所の開設及び要援護者の受入れを要請できるものとする。この場合乙は、甲からの要請をできる限り受け入れるよう努めるものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、福祉避難所の開設及び要援護者の受入れの可否を速やかに判断し甲に連絡するものとする。

3 乙は、要援護者の受入れに当たり、要援護者を支援する者（以下「支援者」という。）と一緒に受け入れることの必要性について甲と協議するものとする。

4 乙は、福祉避難所の開設及び運営のため必要となる施設管理者及び介助員等従事者を配置するものとする。

5 乙は、要援護者の受入れに当たり、要援護者の移送について可能な範囲で甲に協力するものとする。

6 乙は、第1項の要請がない場合において、要援護者を乙の判断により別表に掲げる施設に受け入れたときは、遅滞なく甲に報告しなければならない。この場合において、甲は、当該避難者が指定避難所で生活することに支障があると認めるときは、第1項の要請により受け入れたものとみなす。

(開設期間)

第4条 前条第1項の要請に基づく福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要な場合は甲乙協議の上、7日以内で延長することができるものとし、さらに再延長が必要な場合は同様に取り扱うものとする。

(支援内容等)

第5条 乙は、受け入れた要援護者及びその支援者に対し、必要な食品、被服、寝具その他の生活必需品を提供するとともに、要援護者に対し、日常生活上の支援のほか当該要援護者が必要とする福祉サービス及び保険医療サービスを受けるため必要な支援に努めるものとする。

(費用の負担)

第6条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した次に掲げる費用について、災害救助法等関連法令等の定めるところにより、所要の実費を負担するものとする。

- 一 介助員に要する人件費
- 二 要援護者に要する食費
- 三 その他要援護者の受け入れに直接要した費用であり、かつ乙が支払いを行った費用

2 前項各号に掲げるもののほか、事前に甲の承諾を得て購入した備品等に要した費用

(防災訓練等への参加)

第7条 乙は、福祉避難所を円滑に運営するため、甲から要請があった場合には、甲が実施する防災訓練に参加するものとする。

(協力体制)

第8条 乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、乙以外に福祉避難所の確保に関する協定を締結している法人に対し協力要請を行い、乙以外の協定締結法人は当該協力要請にできる限り応えるものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第9条 乙は、この協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

(関係書類の保管)

第10条 乙は、この協定実施に関する書類等を事業所に整備するほか、実施後5年間はこれを保管しなければならない。

(秘密の保持)

第11条 乙は、次条に定めるものを除くほか、要援護者の受け入れに伴い知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後においても、同様とする。

(個人情報の保護)

第12条 乙は、この協定の実施にあたり個人情報を取り扱う場合にあっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。この協定の終了後又は解除後においても同様とする。

(協定の解除)

第13条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができる。

- 一 乙がこの協定に違反したことにより、協定目的を達成することができないと認められるとき。
- 二 受け入れた要援護者に対する乙の対応が著しく不誠実と認められ、又は乙がこの協定を誠実に履行する意思がないと認められるとき。
- 三 乙が福祉避難所を維持することができないと認められるとき。

(協定締結期間)

第14条 この協定の締結期間は協定締結後1年間とする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙が更新しない旨の意思表示を行わない場合にあつては、協定締結期間はさらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

2 乙は、前項の意思表示を行うときは、文書により甲に通知するものとする。

(その他)

第15条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年 2月13日

(甲) 青森市中央一丁目22番5号
青森市長 鹿内 博

(乙)

別表（第2条関係）

①	施設名			施設長	
	住所			Eメール	
	連絡先	TEL		FAX	
②	施設名			施設長	
	住所			Eメール	
	連絡先	TEL		FAX	
③	施設名			施設長	
	住所			Eメール	
	連絡先	TEL		FAX	
④	施設名			施設長	
	住所			Eメール	
	連絡先	TEL		FAX	
⑤	施設名			施設長	
	住所			Eメール	
	連絡先	TEL		FAX	

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この協定の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報については適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この協定の実施に伴い知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(取得の制限)

第3 乙は、この協定の実施のために個人情報を取得するときは、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この協定の実施につき、個人情報の保管場所、取扱責任者を甲に届け出るとともに、個人情報の無断持ち出し、漏えい、滅失又はき損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示又は承認がある場合を除き、この協定の実施により知り得た個人情報をこの協定以外の目的に自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲の承認がある場合を除き、この協定の実施のために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、複製し、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この協定を実施するための個人情報の処理は自ら行うものとし、甲の承認がある場合を除き、第三者にその処理を委託し、又はこれに類する行為をしてはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この協定を実施するために甲から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、協定実施後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9 乙は、この協定の実施に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この協定の実施につき知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な

目的に利用してはならないこと等、個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(実地調査の受入れ)

第10 乙は、この協定の実施に係る個人情報の適正な取扱いを確保するため、甲が個人情報の取扱いの状況について実地に調査しようとするときは、これを拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

2. 千葉県浦安市

(1) 福祉避難所設置・運営に関するマニュアル(H26.4)

福祉避難所設置・運営に関する マニュアル

平成26年4月

浦安市健康福祉部

■ 目 次 ■

第1章 平常時における取り組み	
1 福祉避難所とは.....	1
2 福祉避難所の利用対象者.....	1
3 福祉避難所の指定.....	1
4 福祉避難所の施設整備.....	1
5 物資・器材の確保.....	1
6 社会福祉施設、医療機関等との連携.....	2
7 福祉避難所の設置・運営訓練等の実施.....	2
第2章 災害時における取り組み	
1 福祉避難所の開設.....	2
2 福祉避難所の運営体制の整備、活動支援.....	2
3 福祉避難所における要援護者の支援.....	3
4 福祉避難所における福祉サービス等の提供.....	3
5 福祉避難所の解除.....	3
第3章 災害時におけるフロー.....	4

第1章 平常時における取り組み

1 福祉避難所とは

福祉避難所とは、既存の建物を活用し、介護の必要な高齢者や障がい者等、一般の避難所では生活に支障を来す人に対して、ケアが行われるほか、要援護者に配慮したポータブルトイレ、手すりや仮設スロープ等バリアフリー化が図られた避難所のことです。

2 福祉避難所の利用対象者

福祉避難所の利用対象者は、高齢者、障がい者等、避難所生活において何らかの特別な配慮を要する方で、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の在宅要援護者です。

3 福祉避難所の指定

市では、福祉避難所として災害時要援護者の避難生活に配慮できるよう、福祉施設や公民館及び民間のサービス事業所等を、予め福祉避難所として指定します。

4 福祉避難所の施設整備

福祉避難所の施設管理者は、当該施設が福祉避難所として機能するために必要な施設、設備の整備を図り、市はその支援に努めます。

- ・ 段差の解消、スロープの設置、手すりや誘導装置の設置、障がい者用トイレの設置等施設のバリアフリー化
- ・ 通風、換気の確保
- ・ 冷暖房設備の整備
- ・ 情報関連機器（ラジオ、テレビ、電話、無線、ファクシミリ、パソコン、電光掲示板等）の確保
- ・ 発電機等非常用電源設備の確保
- ・ その他必要と考えられる施設、設備の整備

5 物資・器材の確保

市は、施設管理者と連携し、福祉避難所において必要な物資・器材の購入・備蓄を図ります。

【物資・器材の例】

- ・ 介護用品、衛生用品
- ・ 飲料水、要援護者に配慮した食料、毛布、タオル、下着、衣類、電池
- ・ 医薬品、薬剤

- ・ 洋式ポータブルトイレ、ベッド、担架、パーティション
- ・ 車いす、歩行器、歩行補助杖、補聴器、収尿器、ストーマ用装具、気孔エプロン、酸素ボンベ等の補装具や日常生活用具等
- ・ その他、市長が必要と認めたもの

6 社会福祉施設、医療機関等との連携

市では、専門的人材の確保や器材等の調達、緊急入所等に関して、社会福祉施設、医療機関等の協力が必要となることから、当該関連施設等と協定を締結し、平常時から連携強化を図ります。

7 福祉避難所の設置・運営訓練等の実施

施設管理者は、福祉避難所の設置・運営に関して、発災から福祉避難所の開設、運営までの具体的な手順を、平常時より確認しておきます。なお、確認作業は定期的に行うこととし、福祉避難所の設置・運営等にかかる対策の検討・立案に役立てることとします。

第2章 災害時における取り組み

1 福祉避難所の開設

- ・ 市は、災害が発生し又は発生のおそれがある場合で、指定避難所に避難してきた者で福祉避難所の対象となる者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断される場合は、地域における身近な福祉避難所の開設を検討するとともに、当該施設の施設管理者に開設を要請します。
- ・ 福祉避難所を開設し、災害時要援護者の受け入れが可能と判断した施設管理者は、市に速やかに回答します。
- ・ 福祉避難所の受入体制が整い次第、市と施設管理者において調整し、順次受け入れを実施します。
- ・ 福祉避難所の開設については、施設管理者に福祉避難所の管理運営等を委託することになりますが、当該施設の入居者の処遇に支障を来したり、施設の運営体制を阻害することのないよう、市は必要な支援を行います。

2 福祉避難所の運営体制の整備、活動支援

- ・ 大規模災害時、避難所のスペース、支援物資等に限られた状況においては、要介護状態、介助者の有無や障がいの種類・程度等に即して対応します。

・施設管理者は、施設における福祉避難所の開設について、日頃より入居者、家族等の理解を深めるよう努めます。

3 福祉避難所における要援護者の支援

・市は、福祉避難所に避難している要援護者の状況等を把握するため、各福祉避難所における避難者名簿を作成し、随時更新します。合わせて、福祉サービスの利用意向、応急仮設住宅への入居、住宅の再建意向等について継続的に把握します。

・施設管理者は、福祉避難所において、次の書類、帳簿等を整備し、保存しておく必要があります。

- 避難者名簿
- 救助実施記録日計票
- 避難所用物資受払簿
- 避難所設置及び避難者人数の状況
- 避難所設置に要した支払証拠書類
- 避難所設置に要した物品受払証拠書類

4 福祉避難所における福祉サービス等の提供

・市及び施設管理者は、福祉避難所における要援護者について、その心身の状況に応じて適切な福祉サービスが提供出来るよう努めます。

・要援護者の症状の急変等により医療処置や治療が必要になった場合は、医療救護対策部と連携をとり、医療機関への移送を図ります。

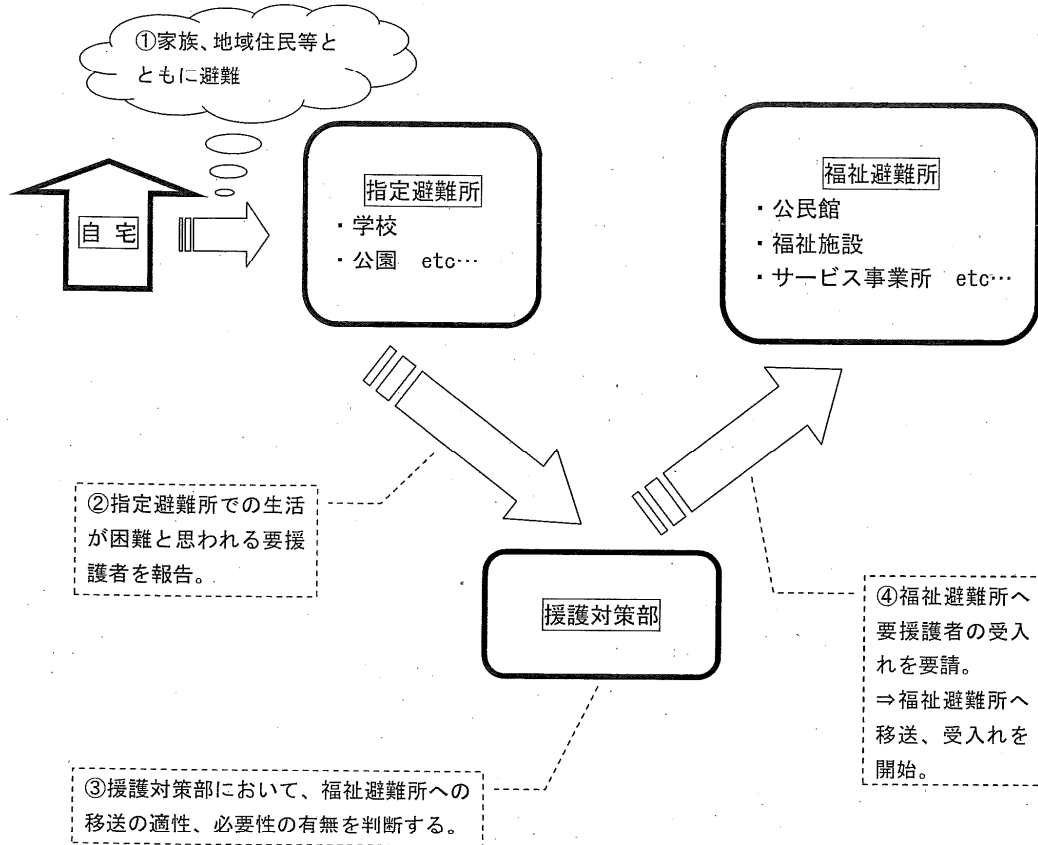
5 福祉避難所の解除

・市は、福祉避難所の利用が長期化し、避難所によって避難者数にばらつきが出る等した場合は、避難所の統廃合を図ります。

・市は、福祉避難所の統廃合についての理解と協力を求めるため、避難している要援護者及びその家族への十分な説明を行います。

・避難している要援護者が在宅復帰等により退去し、当該福祉避難所の目的が達成された時は、必要な原状回復を行い、福祉避難所としての指定を解除します。

《災害時におけるフロー》



『福祉避難所への避難の流れ』

- ①災害発生時、身の安全を最優先とし、適宜、各自において近隣の指定避難所へ避難します。
- ②各指定避難所において、身体状況や介護状況等から当該避難所での生活が困難と思われる要援護者が発生した場合、援護対策部へ報告します。
- ③各指定避難所より報告を受けた援護対策部は、当該要援護者の福祉避難所への移送の適性、必要性を判断し、必要に応じて各福祉避難所への移送を決定します。
- ④移送を決定した当該要援護者について、各福祉避難所へ受け入れを要請します。
- ⑤援護対策部より要請を受けた福祉避難所は、避難スペースの確保、スタッフの配置、ベッド等資機材の受け入れ態勢が整った段階で開設し、決定された要援護者を受け入れます。
- ⑥指定避難所から福祉避難所への要援護者の移送は、原則として家族等により行うものとなりますが、困難な場合、市と協定を締結した福祉施設が協力を行います。
- ⑦要援護者の身体状況等に応じて、介護保険施設や医療機関等に緊急入所する等の移動があります。また、必要に応じて医療救護対策部との連携を図ります。

浦安市福祉避難所協定の概要
および手続きについて

平成26年5月

浦安市健康福祉部

目 次

1	協定の目的	1
2	市の要援護者の状況	2
3	福祉避難所（公設）の指定状況	3
4	福祉避難所の基本的な考え方	3
5	福祉避難所における物資等購入費補助金について	4
6	福祉避難所設置・運営に関するマニュアルについて	4
7	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定について	5
8	提出資料	5
9	問合せ先	5

添付1：「福祉避難所設置・運営に関するマニュアル」

添付2：「災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定」（見本）

1 協定の目的

東日本大震災から3年余りが経ちました。本市も市域の大部分が液状化に見舞われ、全国でも例をみない災害を体験しました。災害発生時には行政の救助には限界があり、地域住民が協力し、皆で助け合う「共助」が必要となってきます。

市では、こうした過去の教訓を生かして、「災害時要援護者登録制度」を推進しています。この制度は、災害発生時に援護を必要とする方（災害時要援護者）が予め市に個人情報に登録し、この情報をお住まいの地域の自治会自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団等（避難支援者）に提供し、災害時の安否確認や避難誘導等に活用するものです。

平成26年3月現在この要援護者名簿に登録をされている方が5,657名いらっしゃいます。市では、要援護者支援対策ということで、災害時に特別な配慮が必要とされる要援護者の方が安全に避難できる福祉避難所の整備を進めてきているところですが、公設の施設だけではその受入れ体制に限界があると考えています。

そこでこの度、要援護者支援のより一層の強化を図るべく、日頃より要介護高齢者や障がい者の支援の実績を有する民間の福祉サービス事業者との福祉避難所協定を締結させていただきたいと考えております。

繰り返しになりますが、災害時には、地域住民が協力し、皆で助け合う「共助」が必要となってきます。いざ、というときの「共助」の一環として、是非本協定へのご理解とご協力を賜りたいと考えております。

2 市の要援護者の状況

(1) 平成26年3月現在の災害時要援護者登録制度登録者数 (単位：人)

介護保険 (条例)	476名	介護5	137名
		介護4	139名
		介護3	200名
介護保険 (同意方式)	525名	介護2	218名
		介護1	307名
障がい (条例)	354名	移動機能・四肢1・2級	39名
		下肢・体幹1・2級	205名
		視覚障がい1・2級	110名
障がい (同意方式)	405名	身体1級	243名
		身体2級	70名
		精神	11名
		知的	81名
高齢者 (手上げ方式)	3,897名	高齢者	3,897名
合計	5,657名		

(2) 災害時要援護者の対象範囲

条例により無条件で対象(最 重度)	手上げ方式(同意者のみ)	同意方式(民生 委員の確認)
要介護3～5	要介護1、2	65歳以上の高 齢者のみの世帯 一人暮らし高齢 者
・視覚障がい ・肢体不自由下肢・体幹	身体障害者手帳1及び2 級	
・運動機能障害(移動)(四肢)	療育手帳○及びA	
の身体障害者手帳1、2級	精神障害者保健福祉手帳 1級	

3 福祉避難所（公設）の指定状況（5月1日現在）

	建物名	住所	受入定員の目安
1	当代島公民館	浦安市当代島2-14-1	200名
2	中央公民館	浦安市猫実4-18-1	200名
3	堀江公民館	浦安市富士見2-2-1	200名
4	美浜公民館	浦安市美浜5-13-1	200名
5	富岡公民館	浦安市富岡3-1-7	200名
6	日の出公民館	浦安市日の出4-1-1	200名
7	高洲公民館	浦安市高洲5-3-2	200名
8	総合福祉センター	浦安市東野1-7-1	120名
9	障がい者福祉センター	浦安市東野1-8-2	150名
10	老人福祉センター	浦安市東野1-9-1	100名
11	浦安市特別養護老人ホーム	浦安市高洲9-3-1	40名
12	ソーシャルサポートセンター	浦安市東野1-9-4	20名
13	障がい者等一時ケアセンター	浦安市東野1-8-2	10名
14	ワークステーション	浦安市千鳥15-5	200名
合 計			2,040名

4. 福祉避難所の基本的な考え方

(1) 受入れ対象者

原則、「災害時要援護者登録制度」に登録している要援護者が対象となりますが、障害福祉サービス事業者については、平常時の利用者を基本に、受入れ体制を整えていただくことが望ましいと考えています。

(2) 開設時期・開設期間・閉鎖時期

開設時期は、発災後、市から開設の要請を受け、事業者側の受け入れ態勢が整った時点となります。

開設時間は原則 24 時間となりますが、要援護者の状況、市内の家屋の被害状況

等を考慮し、日中のみの受け入れ場所としての福祉避難所の開設も十分に想定されます。

福祉避難所は発災から7日を目処に閉鎖を検討します。適宜、市と福祉避難所管理者とで協議し、閉鎖の時期を検討していくことになります。

(3) 経費の負担について

福祉避難所の運営に要する費用は、関係法令に基づきながら、人件費をはじめ、光熱水費等すべての実費を、市が後日事業者の請求をもって支払うこととしています。避難所設置に要した支払証拠書類や人員配置の記録等は請求時に必要になりますので必ず残しておいてください。

5. 福祉避難所における物資等購入費補助金について

福祉避難所の機能の充実を図るため、市と福祉避難所の協定を締結した施設において災害時要援護者の避難生活に必要な物資等の購入に係る経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付する制度を検討しています。福祉避難所として必要な物資等をこの補助制度を活用して備蓄してください。

補助対象者

本市と「災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結している施設の運営事業者

補助対象経費

災害時要援護者の避難生活に必要な物資等をあらかじめ購入するための費用

補助金の額

障害福祉サービスを行う施設 年間10万円

6 福祉避難所設置・運営に関するマニュアルについて

福祉避難所の設置、運営にあたり、平常時および災害時における取組の基本的な概要、災害時における福祉避難所設置のフローをまとめましたので、参考にしてください。

7 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定について
協定内容をお示ししますので、内容をご確認ください。

8 提出資料

①意向確認書

以下、協定のご協力をいただける事業者について

②福祉避難所調書

③施設の概要がわかるもの（図面、パンフレット等）

9 問合せ先

浦安市健康福祉部障がい事業課

〒279-8501 浦安市猫実一丁目1番1号

TEL： （内線 ）

FAX： 47

E-mail：

(3) 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定

浦安市（以下、「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下、「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の指定及び設置・運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が乙の運営する施設を福祉避難所としてあらかじめ指定し、浦安市内に大規模災害が発生し災害時要援護者が避難生活を余儀なくされた際に、乙に対し、福祉避難所の開設・運営に関する協力を要請するにあたり必要な事項を定めるものとする。

（福祉避難所）

第2条 福祉避難所とは、災害発生時において、原則として身体等の状況が、通常の避難所では避難生活が困難な要援護者（災害時に居所からの避難が必要となる者であって、避難所生活に特別の配慮を要する高齢者、障がい者及びこれらに準ずる者をいう。）のために開設する避難所をいう。

（指定する施設）

第3条 福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。

（協力の要請）

第4条 甲は、第3条の施設を福祉避難所として開設する必要があるときは、その設置及び管理運営に係る事項について、乙に協力を要請するものとする。この場合において、乙はできる限りこれを受け入れるよう努めるものとする。

（受入の要請）

第5条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（対象者の移送）

第6条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族と支援者が行うものとする。

（開設期間等）

第7条 福祉避難所の開設期間は、原則として、甲からの要請に基づき要援護者等を受け入れた時から一般避難所が閉鎖するまでの期間とする。

2 前項の開設期間中は、福祉避難所の施設管理のため可能な範囲で当直者を配置するものとする。

（物資の調達）

第8条 福祉避難所の運営に必要な日常生活用品、食糧等の物資の調達は、原則として

甲が行うものとする。

2 乙は、平常時から、甲の供給体制が確立するまでの期間において必要な最低限の物資についてできる限り確保するよう努めるものとする。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第9条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(実績の報告)

第10条 乙は、福祉避難所の閉鎖後速やかに、甲に対し、文書をもって福祉避難所の設置運営に係る実績の報告を行うものとする。

(経費の負担)

第11条 甲は、福祉避難所として乙が対象者の受け入れに要した経費については、災害救助法及び関係法令（これらの法令に基づく通知及び通達を含む。）に基づき、所要の実費を負担するものとする。

(守秘義務)

第12条 乙は、福祉避難所の開設・運営を行う場合において知り得た情報を、漏らしてはならない。ただし、本人の同意がある場合、及び本人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合を除く。

(協定の期間)

第13条 この協定は、締結の日から効力を発し、甲又は乙から書面による意思表示がない場合に限り継続するものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 浦安市猫実一丁目1-1
浦安市
浦安市長

乙 浦安市〇〇一丁目〇-〇
社団法人〇〇〇〇〇〇〇〇
代 表 〇 〇 〇 〇

(4) 災害時における要援護者の介護支援に関する協定書

災害時における要援護者の介護支援に関する協定書

浦安市（以下、「甲」という。）と（以下、「乙」という。）は、浦安市において災害が発生した場合における要援護者の介護支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、浦安市地域防災計画に基づき、甲が行う要援護者の福祉避難所等での介護支援に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲は、浦安市において災害が発生した場合に浦安市地域防災計画に基づく要援護者の福祉避難所等生活の介護支援に協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から福祉避難所等生活の介護支援の要請を受けた場合は、日常の介護業務に支障がない範囲において、福祉避難所等に、乙の訪問介護員（以下「ホームヘルパー」という。）を派遣するものとする。

（要援護者の介護支援に関する指令）

第3条 要援護者の介護支援に関する指令は、乙の代表がこれを行うものとする。

（業務内容）

第4条 第2条第1項の規定による甲の協力要請に応じ、乙が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 福祉避難所における要援護者に対する介護支援活動
- (2) 在宅要援護者に対する介護支援活動
- (3) その他前号の業務に付随する業務

（派遣要請手続）

第5条 甲は、乙にホームヘルパーの派遣要請をする場合は、次に掲げる事項を記載した訪問介護員派遣要請書により乙に要請するものとする。

- (1) 派遣要請の理由
- (2) 派遣希望人数
- (3) 派遣先
- (4) その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、甲は、口頭又は電話等によりホームヘルパーを要請することができる。この場合においては、甲は、事後、速やかに訪問介護員派遣要請書を乙に提出するものとする。

（費用の負担）

第6条 甲の要請に基づき乙がホームヘルパーの派遣に要した費用は、介護報酬を基本

に甲乙協議のうえ定め、甲が負担するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日とする。

2 前項の有効期間が満了する1か月前までに、甲乙いずれか一方から書面をもって更新しない旨の意思表示がなされないときは、この協定はさらに1年間更新され、それ以後もまた同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

本協定の証として、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年9月17日

甲 浦安市猫実一丁目1番1号
浦安市
浦安市長

乙

(5) 災害時における福祉用具等の供給に関する協定書

災害時における福祉用具等の供給に関する協定

浦安市（以下、「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下、「乙」という。）とは、災害時に必要とされる介護用品、衛生用品等の福祉用具等（以下、「福祉用具等」という。）の供給について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は浦安市内において大規模災害が発生し、避難生活を余儀なくされた災害時要援護者等が福祉用具等を必要とした際に、甲が乙に対し福祉用具等の供給を要請するための必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が浦安市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（福祉用具等物資供給の協力要請）

第3条 災害時において、甲が福祉用具等を必要とするときには、甲は、乙に対して福祉用具等の供給について協力を要請することができる。

（福祉用具等供給の協力実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、取り扱う福祉用具等の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（福祉用具等の内容）

第5条 甲が乙に要請する災害時の福祉用具等の内容は、別表のとおりとする。

2 乙は、甲の要請があったときは、前項により定めた福祉用具等以外の供給についても可能な範囲で協力するものとする。

（福祉用具等供給の要請手続）

第6条 甲の乙に対する要請手続は、様式第1号「福祉用具等供給要請書（以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後要請書を提出するものとする。

（引渡し）

第7条 福祉用具等の引渡し場所は、甲、乙協議の上決定するものとし、当該場所において甲が確認して引き取るものとする。

（福祉用具等の運搬）

第8条 福祉用具等の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

(車両の通行)

第9条 甲は、乙が福祉用具等を運搬又は供給する際には、警察等などの関係機関への連絡を行い、乙の車両を緊急通行車両として通行出来るように支援するものとする。また甲は、乙が燃料や車両などの輸送手段の確保が困難な場合には協力をを行うものとする。

(損害の負担)

第10条 この協定に基づく協力の実施にあたり損害(物品の紛失や福祉用具等が原因となる事故等)が生じたときは、その賠償の責について甲、乙協議の上決定するものとする。

(費用)

第11条 第4条及び第8条の規定により、乙が供給した福祉用具等及び乙が行った運搬等の費用については甲が実費を負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害時直前の平常時における適正な価格を基準とし、甲、乙協議の上決定するものとする。

3 甲は、前二項の規定に基づき、乙から支払請求書を受理したときは、災害の規模を勘案し別途支払い期日・方法について甲乙協議の上決定するものとする。

(情報連絡体制の確認)

第12条 甲及び乙は、災害時における円滑な協力を図るため、毎年度始めに相互の情報連絡体制を確認するものとする。

(平常時の防災活動への協力)

第13条 乙は、次に掲げる甲の平常時における防災活動に対し協力するものとする。

- (1) 甲が実施する防災啓発事業及び防災訓練への参加
- (2) その他甲の要請に基づく平常時の防災活動への協力

(協定の期間)

第14条 この協定は、締結の日から効力を発し、甲又は乙から書面による意思表示がない場合に限り継続するものとする。

(疑義の決定)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、その都度、甲、乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を
保管する。

平成26年9月17日

千葉県浦安市猫実一丁目1番1号

甲 浦安市
市長

乙

別表（第5条関係）

福祉用具等物資の内容	介護用品、衛生用品、食事用品、トイレ・おむつ用品、 特殊寝台、車椅子、床ずれ防止用具、体位変換機、手すり、 スロープ、歩行器、歩行補助杖、移動用リフト、医療関連用品 等
------------	--

(6) 浦安市福祉避難所における物資等購入補助金交付要綱

○浦安市福祉避難所における物資等購入費補助金交付要綱

平成26年6月17日

告示第88号

(趣旨)

第1条 市長は、福祉避難所の機能の充実を図るため、福祉避難所における高齢者、障がい者等災害時に特に援護について配慮を要する者の避難生活に必要となる物資等の購入に係る経費に対して、浦安市補助金等交付規則(昭和53年規則第10号。以下「規則」という。)及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において「福祉避難所」とは、災害が発生したときに高齢者、障がい者等災害時に特に援護について配慮を要する者を受け入れる施設として、市長と災害時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定を締結している施設をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができるものは、市長と災害時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定を締結している施設の運営事業者とする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象経費は、福祉避難所における高齢者、障がい者等災害時に特に援護について配慮を要する者の避難生活に必要となる物資等を購入するための費用とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、1年につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額又は実際に支出した当該補助対象経費に相当する額のうち、いずれか少ない額とする。

- (1) 障害福祉サービスを行う施設、30未満の寝台又はこれに代わる設備を備える特別養護老人ホームその他これに類するもの 100,000円
- (2) 30以上の寝台又はこれに代わる設備を備える特別養護老人ホームその他これに類するもの 300,000円

(交付の申請)

第6条 規則第3条第1項の規定による申請は、市長の定める期日までに、浦安市福祉避難所における物資等購入費用補助金交付申請書(別記第1号様式)に次の書類を添えて、行うものとする。

- (1) 物資等備蓄計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第7条 規則第5条の規定により付する条件は、災害時に必要な物資等を計画的に備蓄することとする。

(交付の決定の通知)

第8条 規則第6条の規定による通知は、浦安市福祉避難所における物資等購入費用補助金交付決定通知書(別記第2号様式)により行うものとする。

(申請事項の変更等の届出)

第9条 規則第8条第1項の規定による届出は、浦安市福祉避難所における物資等購入費用補助金交付申請事項変更届(別記第3号様式)により行うものとする。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定による報告は、浦安市福祉避難所における物資等購入費用補助金実績報告書(別記第4号様式)に次の書類を添えて、行うものとする。

- (1) 物資等備蓄報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 費用を支払ったことを証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定の通知)

第11条 規則第14条の規定による通知は、浦安市福祉避難所における物資等購入費用補助金額確定通知書(別記第5号様式)により行うものとする。

(請求)

第12条 規則第15条の規定による請求は、浦安市福祉避難所における物資等購入費用補助金交付請求書(別記第6号様式)により行うものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、浦安市福祉避難所における物資等購入費用補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

3. 石川県輪島市

(1) 福祉避難所設置・運営マニュアル (H26.10)

福祉避難所設置・運営マニュアル
(H26.10 修正版)

輪 島 市

目 次

第1章 基本的な考え方

1 趣旨	1
2 位置づけ	1
3 用語	3

第2章 平常時における取り組み

第1節 市による取り組み

1 福祉避難所の対象となる者の把握	4
2 福祉避難所の指定	4
3 福祉避難所の周知	5
4 物資・器材、移送手段の確保	6
5 福祉避難所の設置・運営体制の事前準備	6
6 福祉避難所の設置・運営訓練等の実施	7

第2節 福祉避難所設置・運営協定締結法人による取り組み

1 職員に対する理解促進及び開設場所の特定	7
2 福祉避難所の設置・運営訓練等の実施	7

第3章 災害時における対応

第1節 市の対応

1 福祉避難所の開設	8
2 介助員の確保	8
3 介護職員ボランティアの要請	8
4 必要物資の確保	9
5 福祉避難所利用者の選定	9
6 福祉避難所の利用	9
7 開所後の設置・運営事業所の支援	9
8 福祉避難所の統廃合及び閉所	10

第2節 福祉避難所設置・運営協定締結事業者の対応

1 福祉避難所の開設	12
2 準備及び利用者の受入れ	12
3 利用者の支援	12
4 請求	13
5 福祉避難所の統廃合及び閉所	13

【様式集】	14
-------------	----

【 ※文中及び様式等、太赤字アンダーライン引きの箇所は、訓練実施によるマニュアル検証の結果、追記された箇所であることを表している。 】

第1章 基本的な考え方

1 趣旨

平成7年1月17日に発生した阪神淡路大震災以降、我が国においては群発する地震を始めとして台風や豪雨がもたらす風水害や土砂災害などに対する防災意識が高まりつつあったが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による津波被害及び原発被害を契機として防災対策の見直しと再構築を行うことが不可欠となった。

このうち、福祉避難所については、平成19年3月25日に発生した能登半島地震の際に我が国で初めて災害救助法の適用を受け実施されてから、その必要性の高まりの機運は全国に波及してきている。

厚生労働省では平成20年6月に「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」を策定して、地方公共団体が来るべき災害に備えて独自のマニュアルの作成を推奨しているところである。

本市では、このガイドラインを活用しつつ、能登半島地震時における福祉避難所設置・運営の経験を活かし、災害に強いまちづくりをさらに強固なものにするため、輪島市福祉避難所設置・運営マニュアル(以下「マニュアル」という。)を作成しました。

マニュアルでは、災害救助法、輪島市地域防災計画及び福祉避難所設置・運営に関するガイドラインとの整合性に留意するのみでなく、能登半島地震の経験を活かし、最少人数で最大の効果が発揮できる福祉避難所の設置・運営を行うことを目指したものとなっています。

2 福祉避難所の位置づけ

① 災害救助法

災害救助法による救助の実施については、法令及び厚生事務次官通知のほか、厚生省通知「災害救助法に基づく基本通知である災害救助法による救助の実施について（昭和40年5月11日社施第99号）」によって取扱うこととされているが、その通知の中で、福祉避難所の対象者は以下のとおり定義付けられている。

ア 福祉避難所の対象者等（第5-2-(1)-7-(オ)）

- ・身体等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等へ入所するに至らない程度の者であって、「避難所」での生活において特別な配慮を要する者であること。

- ・また「福祉避難所」における特別な配慮のために必要となる費用とは、概ね10人の対象者に1人の相談等に当たる介助員等を配置するための費用、高齢者、障害者等に配慮した簡易便器等の器物の費用及びその他日常生活上の支援を行うために必要な消耗器財の費用とすること。

また、「大規模災害における応急救助の指針（平成9年6月30日社援保第122号）」においては、次のとおり通知されている。

イ 福祉避難所の指定（第3-3-(3)）

- ・要配慮者（社会福祉施設等に緊急入所するものを除く。）が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を指定しておくこと。
- ・福祉避難所として指定する施設は、原則として耐震、耐火、鉄筋構造を備え、物理的障壁の除去（バリアフリー化）された老人福祉センター等の施設とすること。
- ・福祉避難所を指定した場合は、その所在や避難方法を要配慮者を含む地域住民に対し周知するとともに、周辺の福祉関係者の十分な理解を得ておくこと。

ウ 福祉避難所の量的確保

- ・あらかじめ指定した福祉避難所のみでは量的に不足する場合は、厚生労働省と協議の上、社会福祉施設等や公的宿泊施設等に福祉避難所を設置すること。

エ 福祉避難所の管理・運営（第3-3-(6)）

- ・福祉避難所には、相談等に当たる介助員等を配置し、日常生活上の支援を行うこと。
- ・福祉避難所において相談等に当たる職員は、避難者の生活状況等を把握し、他法により提供される介護を行う者（ホームヘルパー）の派遣等、避難者が必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるよう配慮すること。
- ・常時の介護や治療が必要となった者については、速やかに特別養護老人ホーム等への入所や病院等への入院手続きをとること。また、このような状況を想定し、あらかじめ関係機関と連絡調整しておくこと。
- ・福祉避難所の設置は、対象者の特性からできる限り短くすることが望ましいことから、福祉仮設住宅等への入居を図るほか、関係部局と連携を図り、高齢者世話付き住宅（シルバーハウジング）への入居又は社会福祉施設等への入所等を積極的に活用し、早期退所が図られるように努めること。

② 輪島市地域防災計画

輪島市地域防災計画の震災対策編第2章第10節2 避難場所・避難路の指定等においては、「また、高齢者や障害者は一般の避難所では健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、地区ごとの福祉避難所の指定など受入・支援体制の整備を図る。」と記載されていること、また、同節の1 基本指針の体系において本ガイドラインにおいては、「避難所運営マニュアルの作成」がそれぞれ位置づけられている。

③ 福祉避難所設置・運営に関するガイドライン（平成 20 年 6 月）

厚生労働省では、平成 20 年 6 月に当該ガイドラインを作成しており、この中で、その目的は「災害発生後における福祉避難所の設置・運営にあたって活用でき、かつ、平常時においては、事前対策をはじめ、地方公共団体が独自のマニュアル作成に活用できるものとして、作成したものである。」と位置づけている。

3 用語

本マニュアルで用いる用語のうち、次に掲げるものについては略称表記するものとする。

- ① 輪島市災害対策本部：「本部」
- ② 災害時要配慮者避難支援班：「避難支援班」
- ③ 災害時要配慮者避難支援班長：「班長」
- ④ 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定：「協定」
- ⑤ 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定締結法人：「協定締結法人」
- ⑥ 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定に基づく福祉避難所の設置・運営事業者：「設置・運営事業所」
- ⑦ 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定に基づく介助員派遣事業者：「派遣事業者」
- ⑧ 輪島市災害時要配慮者避難支援計画：「避難支援計画」

第2章 平常時における取り組み

ここでは、災害発生時における福祉避難所の円滑な設置・運営に向け市及び協定締結法人が、平常時から取り組んでおくべき内容について規定しておくこととする。

第1節 市による取り組み

1 福祉避難所の対象となる者の把握

- ① 福祉避難所の利用対象となる者は、避難支援計画に位置づけられた災害時要配慮者がそのほとんどを占めると予想されるため、本計画に基づく対象者を把握するとともに、登録した災害時要配慮者のデータを災害時等の緊急事態において提供できる状態にしておくものとする。
- ② 対象者が、障がい者等の場合は、家族を伴う受け入れに配慮するものとする。

2 福祉避難所の指定

① 福祉避難所の設置期間

災害救助法施行令により、救助の程度、方法及び期間は、あらかじめ知事が定めることとなっており、石川県では災害発生の日から7日間以内と規定されているが、本市においては能登半島地震の経験を活かし、予め数ヶ月間への延長を視野に入れておくものとする。

② 福祉避難所の種類

福祉避難所利用者の状況に応じた指定を行う必要に鑑み、本市においては、高齢者用、障がい者用及び妊産婦・乳幼児用、それぞれにおいて福祉避難所を指定するものとする。

③ 福祉避難所指定の目標

高齢化率の高い本市においては、高齢者用の福祉避難所については、少なくとも小学校単位での整備を目標とし、その利用合計人数については、能登半島地震の際の住家の被災率（半壊以上）が約10パーセントであったことに鑑み、これを上回る20パーセントとし、その人数の算定にあつては、福祉避難所を利用する可能性が高い介護保険制度における要支援認定者及び2次予防高齢者の合計数を基本数値とする。

※ H25年度の要支援認定者350名、2次予防高齢者550名

→ (350名+550名) × 20パーセント = 180名

また、妊産婦・乳幼児用の福祉避難所については、定期的な食事の提供及びプライバシーの確保がより一層求められるため、協定締結済の高齢者施設や保育所の会議室等を指定する。

4 物資・器材、移送手段の確保

① 災害物資優先供給協定

協定締結法人との間で必要物資の洗い出しを行うとともに、本市が締結を行っている災害時の物資優先供給協定により対応できる物資を確定しておくものとする。

② レンタル物資の優先供給協定

協定締結法人との間で洗い出しを行った必要物資のうち、災害物資優先供給協定で対応できないもののうち、福祉関連用具及び大型家電等については、レンタル物資の優先供給協定の締結に向けた取り組みを促進するものとする。

③ 日常生活物資等の購入

上記①及び②において対応できない日常生活物資についても、**予め想定されるものについては、そのリストを配備しておくものとし、**災害時には緊急的な調達が可能となるよう準備を行っておくものとする。

④ 移送手段

福祉避難所への移送については、協定により、原則として本人又は家族の責任で行うものとする。なお、特に必要であると認めるときは、協定締結法人によりこれを行うことを妨げるものではない。

5 福祉避難所の設置・運営体制の事前準備

① 福祉避難所設置・運営体制の位置づけ

市は、基本計画である輪島市地域防災計画に従い、本マニュアルにおいて災害時にできる体制を以下のとおり整えておくとともに、協定締結法人に対し、その内容を周知しておくものとする。

【位置づけ】福祉避難所の設置・運営については、その対象者の多くが災害時要配慮者であるため、本市で規定する災害対策本部事務分掌表中の「災害時要配慮者避難支援班の分掌事項」に位置づけるものとする。

【部名等】	【班名】	【課名】	【分掌事項】
■ 本部長			○ 災害対策本部の設置
■ 総務部	□ 総務班	● 防災対策課	○ 各部間の総合調整及び連絡
		● 総務課	○ 職員の動員配備
		● 企画課	○ 避難指示等
		● 監理課	○ 物資の調達・輸送
■ 福祉環境部	□ 災害時要配慮者避難支援班	● 福祉課	○ 災害時要配慮者の避難誘導
		● 健康推進課	○ 福祉避難所の設置・運営及びこれに付随する業務

② 連絡員の位置づけ

協定締結法人の所管する設置・運営事業所の円滑な運営を図ることを目的として、市はその核となる人材として班長より指名される「連絡員」と呼ばれるコーディネーターを配置し、この者を中心とした福祉避難所の円滑な設置・運営体制を構築するものとする。

6 福祉避難所の設置・運営訓練等の実施

① 訓練・研修の実施

市は防災訓練実施時に合わせ、当該訓練実施区域内の協定締結法人を指名し福祉避難所設置・運営訓練を毎年、実施し、本マニュアルの規定内容の検証を行う。
また、協定締結法人が介護保険法等に基づいて行う当該法人独自の防災訓練時に合わせ福祉避難所の知識啓発等の研修若しくは指導を実施する。

第2節 福祉避難所設置・運営協定締結法人による取り組み

1 職員に対する理解促進及び開設場所の特定

① 協定の紹介及び理解

協定締結法人は、災害発生時における福祉避難所の円滑な開所に向けて、普段からその職員に対して介助員の相互派遣を含め、協定の内容を理解させるとともに、福祉避難所の趣旨等について普及啓発を行うものとする。

② 福祉避難所開設スペースの確保

協定締結法人は、所管する設置・運営事業所ごとに福祉避難所として開設するスペースを確保し、その内容を予め市に伝えておくものとする。

2 福祉避難所の設置・運営訓練等の実施

① 訓練・研修の実施

協定締結法人は、市の防災訓練実施時における福祉避難所設置・運営訓練に協力するものとするほか、介護保険法等に基づき独自で行う防災訓練等においても、できる限り福祉避難所の設置・運営訓練を実施するものとする。

このほか、運営推進会議等の協定締結法人内における各種研修会の実施に併せ、福祉避難所に関する研修会等も実施するものとする。

第3章 災害時における対応

ここでは、災害発生時において福祉避難所の円滑な設置・運営を行うため、市及び福祉避難所設置・運営協定締結法人が実施すべき方策について、個別・具体的に規定するものとする。

第1節 市の対応

1 福祉避難所の開設

- ① 「本部」の命令により、「班長」は直ちに、原則、班員の中から「連絡員」を指名する。
- ② 「班長」は、災害の様態及び二次災害の危険性を考慮し、GIS マップ等を活用し、協定締結法人の中から設置・運営事業所及び設置予定期間を決定し、これを「連絡員」に指示するものとするとともに、総務班に開設の報告を行うものとする。
- ③ 指示を受けた「連絡員」は、協定締結法人に対し、速やかに設置・運営事業所開設の要請を行うとともに、協定第2条に規定する届出（別記様式）を事業者に提出させるものとする。また、福祉避難所の設置・運営において必要となる各種様式（様式6～様式9）を設置・運営設置運営事業所に配布することとする。
- ④ 「連絡員」は、設置・運営事業所の名称等について、一般避難所等の関係機関に周知するものとする。

2 介助員等の確保

- ① 「連絡員」（妊産婦・乳幼児用の福祉避難所「連絡員」を除く。）は、協定締結法人と設置・運営事業所内における日勤の「介助員」の確保の可否について協議を行うものとし、これが不可能であると判断したときは直ちに「班長」と協議を行い、協定第5条に基づき、協定締結法人の中から介助員派遣事業者を決定し、その要請を行うものとする。
妊産婦・乳幼児用の福祉避難所「連絡員」は、母子保健推進員などの母子保健に精通した者に直接「介助員」の要請を行うものとする。
また、「連絡員」は、必要があると認めるときは、石川県（又は、石川県看護協会）に対して災害支援ナースの要請を行うものとする。（様式11）
- ② 「連絡員」は、協定締結法人と設置・運営事業所内における夜間の「宿直者」の確保については、当該法人に勤務する従業員を充てるよう指導を行うものとする。

3 介護職員ボランティアの要請

- ① 「連絡員」は、介助員派遣事業者において、介護職員に不足を来すと判断するときは、石川県に対し、その人数と期間についてボランティアの派遣要請を行うものとする。

4 必要物資の確保

- ① 「連絡員」は、設置・運営事業所を所管する協定締結法人と調達が必要となる物資について協議を行い、その内容を様式12-①により「総務班」に届け出るものとする。
ただし、「福祉用具の優先物資供給協定に基づく調達物資」については、その内容を様式12-②により「直接、優先供給協定締結事業者」に依頼を行うものとする。
- ② 「連絡員」は、「総務班が」又は「連絡員自らが」発注した物資について、発注先等の情報を入手するとともに、その物資の検収を行うものとする。
- ③ 「連絡員」は、福祉避難所の設置・運営を円滑に行うため、緊急的に必要となる物資がある場合には、協定締結法人に対し上記の優先供給協定に関わらず、直接、販売店等から購入するよう指示するものとする。

5 福祉避難所利用者の選定

- ① 「避難支援班」は、避難支援計画で管理されている要配慮者リストを一般避難所に情報提供するとともに早い段階からの利用者発見に努めるものとする。
- ② 「避難支援班」は、一般避難所からの情報提供若しくは要請をもとに福祉避難所利用候補者の調査を行い、実態把握票（高齢者・障がい者のときは様式1-①、妊産婦・乳幼児のときは様式1-②）、生活機能詳細チェック表（高齢者・障がい者のみ様式2、妊産婦・乳幼児のときは不要）、健康相談票（高齢者・障がい者のときは様式3-①、妊産婦・乳幼児のときは様式3-②）、経過記録表（様式4）を総合的に勘案し福祉避難所の利用が必要であると認めるときは、直ちに「連絡員」に情報提供を行うものとする。

6 福祉避難所の利用

- ① 「避難支援班」より情報提供を受けた「連絡員」は、「避難支援班」と連携し、利用する福祉避難所を決定し、避難所の利用開始日等の調整を行うものとする。
- ② 利用者は、市に対して利用日までに「利用届出書（様式5）」を提出するものとする。
- ③ 「連絡員」は、利用者の利用開始日等が決定したら、直ちに利用予定事業者に連絡を行うとともに様式1から5の情報提供を行うものとする。

7 開所後の設置・運営事業所の支援

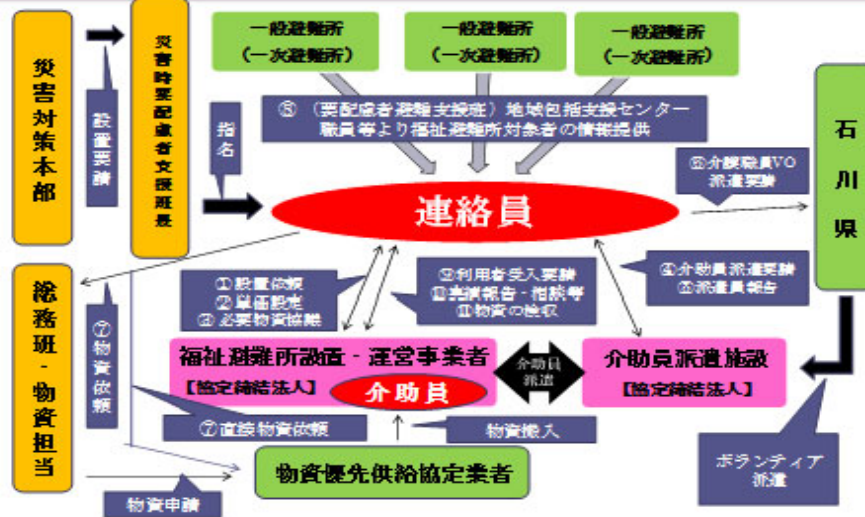
- ① 「連絡員」は、福祉避難所の開所後においては、利用者の処遇等について設置・運営事業所の介助員からの相談を受け付けるものとする。
特に、妊産婦・乳幼児用の福祉避難所「連絡員」は、利用者の移動先の検討及び決定にあつては、責任をもってこれを行うものとする。
- ② 「連絡員」は、設置・運営事業所の所在する協定締結法人からの協定に基づく費用請求のとりまとめを行うものとする。
- ③ 「連絡員」は、追加的に必要となる物資について、協定締結法人から要請があったときは、「総務班」に物資調達の要請を行うものとする。
- ④ 「連絡員」は、避難者の送迎について、協定締結法人が所有する車をやむを得ず使用するときは、当該送迎に係る燃料代を市長に請求できることについて連絡するものとする。なお、このときの燃料代の単価は、当該月の公用車燃料代を積算基礎とするものとする。

- ⑤ このほか「連絡員」は、必要に応じ設置・運営事業所の支援を行うものとする。

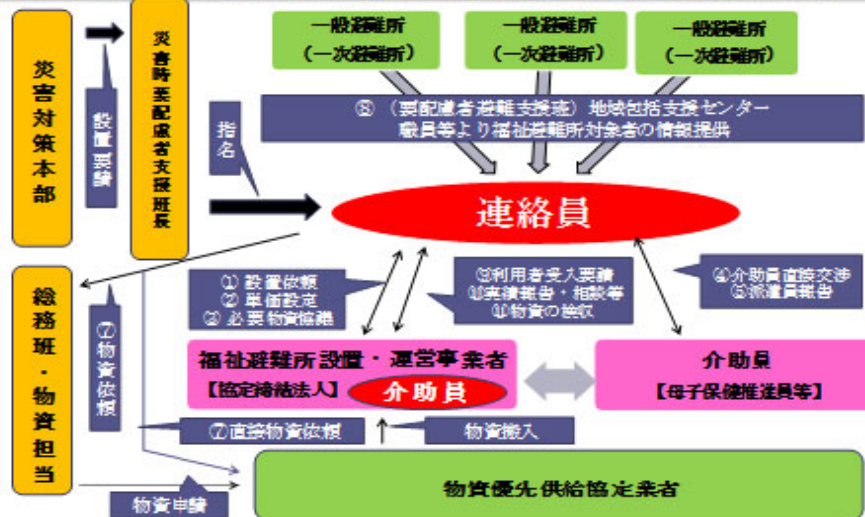
8 福祉避難所の統廃合及び閉所

- ① 「班長」は、「本部」及び「連絡員」の情報を総合的に判断し、福祉避難所の統廃合及び閉所について決定を行うものとし、これを「連絡員」に指示するものとする。
- ② 「連絡員」は、設置・運営事業所を所管する協定締結法人及び介助員派遣事業者を所管する法人に対し、福祉避難所の統廃合若しくは閉所について連絡を行うとともに、利用者及び介助員の調整支援を行うものとする。
- 「連絡員」は、福祉避難所の閉所後直ちに、設置・運営事業所を所管する協定締結法人より福祉避難所の設置・運営に要した一切の書類を受け取るとともに、これを保管するものとする。

【高齢者・障害者用の福祉避難所「連絡員」業務】



【妊産婦・乳幼児用の福祉避難所「連絡員」業務】



第2節 福祉避難所設置・運営協定締結法人の対応

1 福祉避難所の開設

- ① 連絡員より福祉避難所の設置・運営の要請を受けた「協定締結法人」は、速やかに「設置・運営事業所」を決定するとともに、必要なスペースを確保するものとし、これを連絡員に報告するものとする。
- ② 福祉避難所を設置・運営する「協定締結法人」は、協定に基づく人件費や食費についての単価を設定し、これを連絡員に提出するとともに、介助員の確保及び必要物資の調達について連絡員と協議を行うこととする。
- ③ **協定締結法人は、緊急的に必要となる物資がある場合には、物資の優先供給協定に関わらず、連絡員の承諾を得て、直接、販売店等から購入することができる。**
なお、この場合において、協定締結法人は、原則として販売店に対し、市長名の請求書の作成を依頼するものとし、やむを得ず実費を支払ったときは、様式8にその内容を記載し、領収書を添付して市長へ請求するものとする。
- ④ 「設置・運営事業所」を所管する「協定締結法人」は、福祉避難所の設置スペースが通常の介護サービス事業等と競合又は隣接するときは、当該サービス利用者及びその家族等に福祉避難所の設置・運営に関して調整を行うとともに、理解を求めなければならない。

2 準備及び利用者の受入れ

- ① 「設置・運営事業所」は、介助員及び宿直者の勤務状況を把握するため、介助員・宿直者勤務表（様式6）の管理を行うものとする。
- ② 「設置・運営事業所」は、調達物資の備品台帳（様式12）を作成するとともに、これを善良なる意思をもって管理するものとする。
- ③ 「設置・運営事業所」は、利用者の状況を把握するため、利用者毎のファイル管理を行うための準備を早急に行うものとする。
- ④ 「設置・運営事業所」は、連絡員より利用者の受入れの要請があったときは、その移送手段について確認を行うとともに、特に必要があれば、利用者の送迎を行うための調整を行うものとする。
- ⑤ 「設置・運営事業所」は、利用者の状況・状態について、連絡員より提供を受けた経過記録表（様式4）に追記の方法により記入を行うものとする。
- ⑥ **「設置・運営事業所」は、設置・運営期間中、避難者数等について福祉避難所状況報告用紙（様式14）により毎日、報告を行うものとする。**

3 利用者の支援

- ① 「設置・運営事業者」は、福祉避難所の利用者の相談等に応じるほか、福祉サービスの利用についても便宜を図るものとする。
- ② 福祉避難所の利用者のうち、要介護認定を受けていない者について、身体機能の維持・向上に必要があると認めるときは、通常の介護サービス利用者及びその家族等の了承を得た上で、受給させることができる。ただし、この時のサービスの利用料金については、「設置・運営事業者」の判断で無料とすることができるものとする。
- ③ 福祉避難所の利用者の減少により、設置スペースでの福祉避難所の運営の必要性がなく

なつたと判断したときは、「設置・運営事業者」を所管する「協定締結法人」は、当該法人内の別の場所に利用者を移動させることができる。この場合において、「協定締結法人」は遅滞なくその旨を連絡員に報告を行うものとする。

4 請求

- ① 「設置・運営事業者」を所管する「協定締結法人」は、福祉避難所の設置・運営に関する経費のうち、協定第2条に規定する届出を行ったものについて、毎月20日締めでとりまとめを行い、様式6から様式8までの写しを添えて、様式9の請求書を市に提出するものとする。
- ② 協定第2条に規定する届出以外の経費が生じたときは、速やかに連絡員と協議を行うものとする。

5 福祉避難所の統廃合及び閉所

- ① 「設置・運営事業者」を所管する「協定締結法人」は、連絡員から福祉避難所の統廃合若しくは閉所の連絡を受けたときは、福祉避難所の設置・運営に要した精算を開始することとする。
- ② 福祉避難所を統廃合又は閉所した「協定締結法人」は、当該避難所を設置・運営するために使用した介助員の勤務表、利用者の個人ファイルなどの原本を市に返還するものとする。

■ 様式集

[様式 1]	実態把握票	15
	様式 1-① (高齢者・障がい者) 実態把握票 (15 ページ)	
	様式 1-② (妊産婦・乳幼児) 実態把握票 (17 ページ)	
[様式 2]	(高齢者・障害者) 生活機能詳細チェック表	19
[様式 3]	健康相談票	20
	様式 3-① (高齢者・障がい者) 健康相談票 (20 ページ)	
	様式 3-② (妊産婦・乳幼児) 健康相談票 (21 ページ)	
[様式 4]	経過記録表	22
[様式 5]	利用届出書	23
[様式 6]	介助員・宿直者勤務表	24
[様式 7]	食事提供表	25
[様式 8]	その他直接支払表	26
[様式 9]	請求書	27
[様式 10]	介護職員ボランティア派遣要請申請書	28
<u>[様式 11]</u>	<u>災害支援ナース派遣要請申請書</u>	29
[様式 12]	物資依頼書	30
	様式 12-① 物資依頼書 (30 ページ)	
	<u>様式 12-② 福祉用具に関する物資依頼書</u> (31 ページ)	
[様式 13]	調達物資の備品台帳.....	32
<u>[様式 14]</u>	<u>福祉避難所状況報告用紙</u>	33
※	福祉避難所の設置場所、介助員等に要する人件費及び要配慮者等に要する食費に関する届出 (福祉避難所設置・運営協定書の別記様式(第2条関係))	34

(参考) 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定 …………… 35

(2) (高・障) 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

(高・障) 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定

輪島市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、災害発生時において、身体等の状況が特別養護老人ホーム、老人短期入所施設等へ入所するに至らない程度の者であって、避難所での生活において特別な配慮を要するもの（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置し、要配慮者等を当該避難所に避難させることにより、要配慮者等が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

（管理運営）

第2条 乙は、福祉避難所の設置運営にあつては、第4条第1項各号に掲げる費用等に関する届出（別記様式）を作成し、これを甲に提出するとともに、次に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) 要配慮者等への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者等の日常生活上の支援
- (2) 要配慮者等の状況の急変等に対応できる体制の確保
- (3) 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求（第4条第1項第3号に掲げるものについては、領収書を添付すること。）

（管理運営の期間）

第3条 この協定における福祉避難所の管理運営の期間は、災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

（費用等）

第4条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であつて、次に掲げるものについて支払をするものとする。

(1) 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）

(2) 要配慮者等に要する食費

(3) その他オムツ代等の乙が直接支払を行ったものに要した費用

2 前項各号に掲げるもののほか、洗濯機や乾燥機などの備品等については、事前に甲に了承を得て購入するものとし、その請求は当該備品等の販売事業者が甲へ直接行うよう指示するものとする。

(協力体制)

第5条 乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、乙以外の協定を締結している法人（以下「協定締結法人」という。）に対し協力要請を行い、乙以外の協定締結法人は当該協力要請に応えるものとする。

(要配慮者等の受入れ等)

第6条 甲は、輪島市地域包括支援センター等において福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要配慮者等を紹介し、乙はこれを受け入れるものとする。この場合において、要配慮者等は、可能な限り家族等の協力を得て自身の責任において福祉避難所へ避難するものとする。

(個人情報の保護)

第7条 甲及び乙並びに介助員等及び協定締結法人は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要配慮者等又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第8条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第9条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施

後5年間はこれを保管しなければならない。

(協定の解除)

第10条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(協定締結期間)

第11条 この協定の締結期間は協定締結後1年間とし、甲乙いずれかより異議の申し立てがない限り、毎年自動更新されるものとする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

(甲)所在地	輪島市二ツ屋町2字29番地
名称	輪島市
代表者職氏名	輪島市長 梶 文秋

(乙)所在地	
名称	
代表者職氏名	

別記様式（第2条関係）

福祉避難所の設置場所、介助員等に要する人件費
及び要配慮者等に要する食費に関する届出

福祉避難所の設置場所	
(1) 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）	
・日勤（日給・時間給）	_____円 / （日・時間）
・夜勤（日給・時間給）	_____円 / （日・時間）
・宿直	_____円 / 回
(2) 要援護者等に要する食費	
・朝食	_____円 / 食
・昼食	_____円 / 食
・夕食	_____円 / 食
（計）	_____円 / 食
(3) その他オムツ代等の乙が直接支払を行ったものに要した費用 実費相当額	

（あて先）
輪島市長

上記のとおり届け出ます。

平成 年 月 日

所在地
名称
代表者職氏名

(3) (妊・乳) 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

(妊・乳) 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定

輪島市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、災害発生時において、避難所での生活において特別な配慮を要する妊産婦及び乳幼児（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置し、要配慮者等を当該避難所に避難させることにより、要配慮者等が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

（管理運営）

第2条 乙は、福祉避難所の設置運営にあつては、第4条第1項各号に掲げる費用等に関する届出（別記様式）を作成し、これを甲に提出するとともに、次に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) 要配慮者等への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者等の日常生活上の支援
- (2) 要配慮者等の状況の急変等に対応できる体制の確保
- (3) 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求（第4条第1項第3号に掲げるものについては、領収書を添付すること。）

（管理運営の期間）

第3条 この協定における福祉避難所の管理運営の期間は、災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

（費用等）

第4条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であつて、次に掲げるものについて支払をするものとする。

- (1) 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）

(2) 要配慮者等に要する食費

(3) その他オムツ代等の乙が直接支払を行ったものに要した費用

2 前項各号に掲げるもののほか、洗濯機や乾燥機などの備品等については、事前に甲に了承を得て購入するものとし、その請求は当該備品等の販売事業者が甲へ直接行うよう指示するものとする。

(協力体制)

第5条 乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。

(要配慮者等の受入れ等)

第6条 甲は、避難所等において福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要配慮者等を紹介し、乙はこれを受け入れるものとする。この場合において、要配慮者等は、可能な限り家族等の協力を得て自身の責任において福祉避難所へ避難するものとする。

(個人情報の保護)

第7条 甲及び乙並びに介助員等及び協定締結法人は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要配慮者等又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第8条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第9条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

(協定の解除)

第10条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定

の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(協定締結期間)

第 11 条 この協定の締結期間は協定締結後 1 年間とし、甲乙いずれかより異議の申し立てがない限り、毎年自動更新されるものとする。

(疑義の解決)

第 12 条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

平成 年 月 日

(甲) 所在地 輪島市二ツ屋町 2 字 2 9 番地
名称 輪島市
代表者職氏名 輪島市長 梶 文秋

(乙) 所在地
名称
代表者職氏名

別記様式（第2条関係）

福祉避難所の設置場所、介助員等に要する人件費
及び要配慮者等に要する食費に関する届出

福祉避難所の設置場所	
(1) 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）	
・日勤（日給・時間給）	_____円 / （日・時間）
・夜勤（日給・時間給）	_____円 / （日・時間）
・宿直	_____円 / 回
(2) 要援護者等に要する食費	
・朝食	_____円 / 食
・昼食	_____円 / 食
・夕食	_____円 / 食
（計）	_____円 / 食
(3) その他オムツ代等の乙が直接支払を行ったものに要した費用 実費相当額	

（あて先）
輪島市長

上記のとおり届け出ます。

平成 年 月 日

所在地
名称
代表者職氏名

(4) 災害時における物資供給及び貸与に関する協定書

災害時における物資供給及び貸与に関する協定書

輪島市(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)は、災害時における物資の供給及び貸与に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

(協定事項の発効)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

(供給等の協力要請)

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給及び貸与を要請することができる。

(調達物資の範囲)

第4条 甲が、乙に供給及び貸与を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

(要請の方法)

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(物資の供給等の協力)

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給及び優先貸与に努めるものとする。

(納入等)

第7条 物資の納入場所は、甲が指定する避難所又は福祉避難所とし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができないときは、甲が定める運送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給及び貸与した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給及び貸与に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 石川県輪島市二ツ屋町2字29番地
輪島市
輪島市長

乙

別表

災害時における応急対応可能な福祉用具

区分	分類	主な品種
供給	日用品等 設置物品等	紙おむつ、紙パンツ、尿とりパッド等 介護ウェット等の「ウェット拭きもの類」 腰掛便座 腰掛便座用パーテーション 特殊尿器 入浴補助具 簡易浴槽 その他日用品等
貸与	設置物品等	車いす、車いす付属品 特殊寝台、特殊寝台付属品 寝具一式 床ずれ防止用具 体位変換器 手すり スロープ 歩行器、歩行補助つえ 認知症高齢者徘徊感知器

4. 大分県大分市

(1) 福祉避難所の開設準備に関する依頼・報告様式

(公印省略)

長福第 号
平成 26 年 10 月 10 日

福祉避難所協力施設各位

大分市福祉保健部長

「福祉避難所」の開設準備について (依頼)

貴職におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より、本市の福祉行政にはひとかたならぬご協力を賜り心より感謝申し上げます。

さて、気象情報によりますと、13日(月)未明にかけて大型で非常に強い、台風19号の接近が予想されており、本市におきましても災害対策における準備を進めているところであります。

つきましては、協定書に基づき「福祉避難所」の開設および受入をお願いする事態も想定されますことから、事前準備についてご配慮いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、福祉避難所の開設依頼は「避難勧告」や「避難指示」が発せられた時、また福祉避難所の利用は、一定条件(※)を満たす方を対象に、避難先を事前確認することとしておりますが、台風接近の進路や状況によっては、あらかじめ避難を申し出る方、対象者以外の方、または直接受け入れを申し出る方、等も想定されることから、貴施設の受け入れ体制に応じて対応していただきますようお願い申し上げます。

(※) 特別障害手当・障害児福祉手当受給者、障害程度区分4～6、要介護3以上の方

問い合わせ
大分市長寿福祉課
TEL
(内線)
直通
FAX

福祉避難所 受入可能人数報告書

報告日時 (月 日 ・ 時 分)

施設名	
報告者氏名	
貴施設の状況 (どちらかに ○)	・ 災害による被害 なし
	・ 災害による被害 あり ※被害の程度、状況
開設(予定)日時	平成 年 月 日 時 分
受入可能人数	
給食の措置	有 ・ 無
受入条件、 連絡先、 その他特記事項	

この報告書について

※ 開設準備が整い次第、下記あてFAX送信をお願いします。

大分市長寿福祉課

FAX

問い合わせ先

大分市長寿福祉課 直通TEL

大分市役所 代表TEL (

担当

【 月 日】 避 難 者 受 入 報 告 書

施設名 () 報告者氏名 ()

No.	氏名	住所	電話番号	避難時刻	帰宅時刻	介護度 障害程度等	付添者氏名
1				:	:		
2				:	:		
3				:	:		
4				:	:		
5				:	:		
6				:	:		
7				:	:		
8				:	:		
9				:	:		
10				:	:		

※ この報告書は、避難者を受け入れた毎に追記し、その都度速やかに長寿福祉課あてFAX送信してください。

※ 貴施設の受け入れ許容人数を満了した場合、速やかに長寿福祉課あてご連絡をお願いいたします。

この報告書の報告先
大分市長寿福祉課 FAX

この報告書の問い合わせ
大分市長寿福祉課 直通TEL
大分市役所 代表TEL
内線
担当

(2) 災害時に要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等に受入れることに関する協定書

災害時に要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等に
受入れることに関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害及び、台風の接近等で大分市災害対策本部から避難勧告、避難指示が発せられた地域の災害時要援護者（在宅のねたきり高齢者等）が避難を余儀なくされた場合に、大分市（以下「甲」という。）が、（以下「乙」という。）に対し、避難施設として社会福祉施設等への受入の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「要援護者」とは、次に掲げる者のうち、施設の入所基準に該当し、又は該当すると認められる者で、災害時及び災害の危険がある場合に、何らかの援護を求める者をいう。

- (1) 介護保険の要介護認定者
- (2) 上記に準じる者

(施設の使用の要請及び受諾)

第3条 甲は、居宅が居住困難となった要援護者及びあらかじめ指定する避難所（災害救助法の収容施設を含む）において対応が困難となった要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

第4条 避難する施設は、次に掲げる施設とする。

- (1)

(手続等)

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行なうものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

- (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間

(要援護者の移送)

第6条 要援護者の移送は、原則として要援護者の家族等が行う。ただし、移送が困難な場合は、甲は、乙に協力を要請できるものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食糧等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 乙は、要援護者が受入れ期間に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。

(受入れ可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受け入れ可能人員等について協議するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(疑義の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して決める。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、各1通保有する。

平成19年6月25日

甲 大分市荷揚町2番31号

大分市

大分市長 釘宮



乙

福祉避難所を運営する際の課題

1. 受入れ体制等に関する意見・提案

- ・ 行政との協定内容では避難スペースの提供となっているが、現実には、避難者の介護や支援が必要となり、そのための人材が不足すると考えられる。職員も被災する可能性があることを考えると、現に入所している方へのサービスの提供に加え、新たな被災者を受入れることができるのかという課題がある。人的応援体制の仕組みについて、市区町村単位では困難と考えられるため、もっと大きな単位（県内外を問わず）での仕組み作りが必要である。
- ・ 通所施設では、平日の昼間に発災した場合は職員を確保できるものの、夜間や休日の場合、遠方の職員がかけつけることができるかどうか不明であり、その場合の対応について検討が必要である。
- ・ これまで受入れ体験がないため、どの程度支援したらよいかかわからず、また、当施設の職員に過大な負担となって共倒れするおそれがある。受入れ疑似体験の実施や、災害時の管理・運営等に関する職員向けマニュアルが必要である。
- ・ 福祉避難所として開設した場合、受入れた要配慮者に対して、どこまで支援を行うか範囲が明確でない。また、福祉避難所として開設する場合には、既存の建物を使用できることが必須であるが、災害後、建物を継続して使用出来るかどうかの判断を施設側が行うのであれば、仮にその後倒壊等が起こった時の責任（ケガを負った場合等）を明確にすることが必要である。
- ・ 福祉避難所への避難者の振り分けについて、外部者の協力も含め、誰が振り分けをするのか明確にしておく必要がある。難病患者、障がい者や乳幼児、妊産婦等については、市区町村域を超えた区域での対応を検討することが必要である。
- ・ 深夜や早朝などに災害が発生した場合には、施設の状況確認も含めて、福祉避難所の開設を限られた人員で行わなければならない可能性がある。このため、いくつかの地区に分けた上で、優先的に開設する施設を決めておく等の事前の取り決めが必要である。
- ・ 災害発生時に被災者を選んで受入れることは難しく、福祉避難所に地域住民の方も避難すると予想されるため、施設職員がある程度誘導しながら、住民と協力していくことが必要である。
- ・ 要援護者の情報について、行政が事前に個人情報を開示しないため、受入れ予定の職員は不安を持つことになる。どのような支援が必要な方がいるのか、性別、年齢等の情報について事前に提供を受けることが必要であり、これにより、平常時から訪問・交流し、安心して避難していただくことが可能となると考える。
- ・ 避難者である要配慮者の情報について、市区町村からの受入れ要請後、実際に受入れを行うまでに基本的な情報を可能な範囲で提供を受けることが必要である。
- ・ 要援護者について、入所前の状況把握が必要となるため、避難所への入所の申し込み時に、自己申告書カードを作成して情報伝達を図ることが必要である。
- ・ 福祉避難所を運営していく中で他の事業所との連携が必要である。協議会的な集まりを行い、顔の見える関係を作って、災害への対応について協議していくことが必要である。
- ・ 福祉避難所に指定されていない障害者施設とも連携が必要である。近隣の未指定の障害者施設があるときは、施設間で連携をとりながらより多くの要配慮者に避難してもらえよう話し

合いや取り決めが必要である。

2. 物資に関する意見・提案

- ・ 食料や紙オムツ等が不足するおそれがあるため、平時より供給の仕組みについて検討する必要がある。
- ・ 長期間を想定した際、飲食材料の備蓄が心配であり、現在入所者+10名程度が3日間困らない程度の非常食を備蓄する必要がある。
- ・ 東日本大震災のような広域災害が発生した場合、電力、迎車やスタッフが出勤する為のガソリン、行政や要避難者との連絡のための通信手段の確保が必要である。
- ・ 福祉避難所には、災害時に立場の弱い人たちを受入れることになるため、生活に最低限必要な機器等（洗濯機等）を用意しておく必要がある。
- ・ 福祉避難所では、避難者が必要とする介護用品等の確保が重要になるが、災害が広範に及び物流などが滞った場合には入手が困難になるので、備蓄しておくことほか、市、県域を超えたルートの確立等が必要である。
- ・ 障害者の個別的配慮のため、遮蔽スペース確保やマット等の備品の充実が必要である。
- ・ 冬期は降雪が多い地域では、暖房についても検討が必要である。
- ・ 物資を保管するための倉庫が必要である。

3. 訓練・研修に関する意見・提案

- ・ 事前の受入れ訓練等を行うことが重要である。
- ・ 避難所運営に対するシミュレーションを、繰り返し継続的に行う必要がある。（振り返りの機会が重要である。）
- ・ 被災直後の動きとして、救助、保護、家族への引き渡し等が効率的かつ安全な対応が出来るよう、常に訓練が必要である。
- ・ 福祉避難所としての機能を生かすため、年に1回以上、避難所に必要な研修や、訓練について指導が必要である。
- ・ 一般の避難訓練は行っているが、福祉避難所としての訓練はできておらず、市内の複数の指定福祉避難所との連携や情報共有を行うため、連絡会等が必要である。
- ・ 職員の意識を高めるとともに、住民や地元ボランティアを含めた研修を行うことが必要である。